



Title	金大中政権における「現代化」と社会政策（3） : 福祉政策とジェンダー政策に見る自覚と現実の間
Author(s)	池 炫周, 直美; Chi Hyunjoo, Naomi
Description	論説
Citation	北大法学論集, 58(2), 297 [787]-367 [857]
Issue Date	2007-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/28016
Type	departmental bulletin paper
File Information	58(2)_297-367.pdf



金大中政権における「現代化」と社会政策（三）

——福祉政策とジェンダー政策に見る自覚と現実の間——

池 炫周・直美

目 次

- 序章 問題関心、先行研究、研究方法・説明概念の定義、本稿の構成
一．問題関心
二．先行研究

三．研究方法・説明概念の定義
四．本稿の構成

第一章 新興工業国 (NIES) における社会政策

第一節 国家と社会政策の関係

一．経済における国家の役割・発展モデルに依拠して

二．社会政策における国家の役割

第二節 東アジアの福祉国家論・「東アジア福祉モデル」をめぐって

第三節 「言説政治」と金大中政権下の社会政策改革との関連性について

第二章 韓国における社会政策決定過程の歴史的背景

第一節 李承晩政権期

一．背景

二．社会政策の導入

第二節 朴政熙政権期

一．背景

二．社会政策の拡大

第三節 全斗煥政権期から盧泰愚政権期へ

一．背景

二．軍事政権から民主化へ…社会政策の改革

第四節 金泳三政権期

一．背景

二．韓国型福祉モデル構築へ…社会的セイフティー・ネットを目指す社会政策

第三章 金大中政権の福祉政策拡大の試み…実態と思想的背景

〔以上五七卷六号〕

第一節 経済危機から社会危機へ

一・IMFと財政改革

二・社会的危機から「生産的福祉」へ

第二節 金大中の思想背景

一・金大中の「生産的福祉」のビジョン

二・金大中大統領候補選挙公約と一〇〇大課題

三・「生産的福祉」の理念

第三節 金大中の参画福祉のビジョン

第四章 金大中政権におけるジェンダー政策の分析

第一節 政府レベルの認識・女性部の成立に至るまで

一・韓国における女性政策・法的措置

二・女性部に至る歴史的背景

第二節 ジェンダー政策過程とその具体的政策

一・政策の基本方針

二・女性特別委員会、女性部及び関連機関・組織と経緯

三・女性の政治参加促進の施策・女性の代表性向上のための女性の政治・公職参加拡大

四・女性の福祉基盤拡大

第三節 ジェンダー政策の批判的検討

一・金大中政権下における女性の政治・経済参加促進の政策の批判的検討

二・女性の社会進出と福祉に対する社会的評価

第五章 金大中政権の福祉政策の分析

第一節 政府レベルの認識・金融危機後の社会状況と「生産的福祉イニシアティブ」

〔以上五八卷一号〕

第二節 福祉政策過程とその具体的政策

一. 社会的セーフティー・ネット構築

二. 社会保障システム拡大の改革

第三節 福祉政策の批判的検討

一. 金大中政権における福祉政策の批判的検討

二. 「生産的福祉」理念に基づく福祉政策の社会的評価

[以上本号]

第六章 結論―韓国における民主主義の定着 (Consolidation to Democracies) と「市民参加型」の民主主義の展望

付録 資料一 金大中候補者の選挙公約

資料二 新政権の一〇〇課題

資料三 女性部組織表

資料四 女性部歴代長官

資料五 女性部関連統計

資料六 女性部関連統計

資料七 女性部関連統計

資料八 女性部関連統計

参考文献

第四章 金大中政権におけるジェンダー政策の分析

李氏朝鮮の国家イデオロギーでもあった儒教思想では、父方居住の族外婚、長男相続、そして男女間で具別された活動範囲、この三つの規範が女性の地位を構成した。⁽¹⁶⁾ こういった伝統が韓国の家族概念の根本となり、また今現在でもそれが社会の規範として位置づけられている面があることはいうまでもない。しかし、産業化と都市化が進む戦後韓国では、「ジェンダー」概念自体に変化がおとずれることになった。家族構成の変化と結婚に対する意識の変化が、それをもたらした重要な要素だといえよう。

産業化と都市化が韓国にもたらした現象は、家族構成の変化とそれに伴う家族概念の変化である。家族のありかたが、いわゆる伝統的家族から核家族へと変わっていき、一九七〇から八〇年代にかけては、核家族が主要な家族形態になった。この変容が、家族内の関係にも変化をもたらし、それまでの縦型権威主義的關係から、平等な個人の関係と移り変り始めたのだ。⁽¹⁶⁾

また、家族構成の変化に伴い男女ともに結婚年齢があがるという現象もみられている。⁽¹⁷⁾

他方、結婚に対する意識にも変化がおとずれている。今までの父系の継続としての結婚が、「恋愛結婚」へと展開していった。⁽¹⁸⁾ そしてこういった「恋愛」に伴い「男性らしさ」(masculinity)、「女性らしさ」(femininity)の概念も変わっていったのである。「男性らしさ」とは一般的に「強い、活発、知的」と特徴付けられ、「女性らしさ」とは「感情的、弱い、順応」と特徴付けられた。⁽¹⁷⁾ 若い世代がより一層「完璧な恋愛」を求めることによって、女性より「女性らしく」なり、男性はより「男性らしく」なっていくのである。今までは男女の活動範囲や役割として区別されたのが、今日では、ジェンダーにおける精神的な違いを強調することへと転換してきているのである。

社会的・経済的变化によってジェンダーが変容していく中、女性は特定の雇用セクターに進出していった。特に、教育の場には女性の進出が多く、不動産や株式の売買などにも女性が活動しはじめた。⁽¹⁸⁾ だが、こういった女性の社会進

出が顕著になったものの「政府機関における女性数の低迷からパスポート申請の困難にいたるまで、未だにジェンダーのアシメトリが様々な社会習慣に根付いていることを示している」⁽¹⁴⁾との指摘もある。

こういった状況の中、一九八八年に男女雇用平等法が制定され、一九九五年に改正されている。だが、それにも関わらず、今日でも雇用の面では女性が不利である。というのも、法律で禁止されているのにも関わらず、新聞の求人条件では、「男性のみ」「兵役を終了したもの」⁽¹⁵⁾などといった要件が付されることが多い。これは、韓国において未だに「ジェンダーの不釣り合い」が存在していることを示している。

したがって、ここで扱うジェンダー政策というのは、平等主義に基づいた男女参画や社会福祉の促進を目的とする政策のことを意味する。そこで、次節において、女性の政治参加・公職拡大といった女性の代表性向上と福祉基盤拡大を中心とするジェンダー政策に焦点を当て、分析を加えていくことにする。

また、韓国女性の社会的地位をより具体的に理解するため、国際比較の観点から検討していくことにする。分析に際しては、国連開発企画 (United Nations Development Program) が開発した「ジェンダー・エンパワメント測定 (Gender Empowerment Means)」を用いて比較した⁽¹⁶⁾。このGEMの数値は、女性が積極的に経済界や政治活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るものである。具体的には、女性の稼働所得割合、女性の専門職・管理職等の割合、女性が占める国会議員の割合を用いて算出した数値である。ここで使用しているデータは、UNDPの一九九八年と二〇〇〇年「人間開発報告書」⁽¹⁷⁾に基づいている。

このデータに拠れば、GEMについては、韓国が一〇二カ国中八三位となっている。他の数値と比べるとこの数値が特に低いことがわかる。たとえば、同じUNDPが開発した「人間開発指数 (Human Development Index)」は、その国の国民の教育水準、所得水準、平気寿命を用いて算出された指数で、基本的な人間の能力がどこまで伸びているかを

測るものだが、この数値では韓国は一七四カ国中三〇位となっている。また、HDIと同じく人間の基本的能力の達成度を図る「ジェンダー開発指数（Gender Development Index）」は、女性と男性の間で見られる不平等に着目したものであるが、ここでは。韓国は、一六三方国中三七位である。これらの韓国に関する数値を見てみると、基本的な人間能力の開発は国際的にも優れていて、また女性の能力の開発も進んでいるが、それを十分に発揮できる機会が整っていない状況が浮かび上がる。

もう一つの国際比較資料を参考にしてみたい。一九九八年、「女性の働きやすさ」について日本の経済企画庁が公表した指標によれば、経済協力開発機構（OECD）加盟国三三方国のうち、韓国が二〇位となっている（日本は一九位⁽¹⁷⁾）。この指標は、女性の就業率や男女家事分担率など、働く女性に関する複数の指数を使ったものである。これらの資料から、ジェンダーに関わる諸問題に関して、韓国は、国際社会において相対的に下位に位置付けられていることが明確になるろう。

しかし、これだけでは、韓国で女性がおかれている具体的な状況までは把握できない。以下では、とりわけ政治参加と公職参加の状況について、具体的に記述したい。その上で、本題ともいえるジェンダー政策の分析へと移りたい。第一節では、政府レベルの認識をまとめることにする。第一節一では、女性部に至るまでの歴史的背景を述べたい。第二節二では、女性に関する法的処置を簡単に述べる。第二節では、金大中政権が実施した具体的な政策を見ていくことにする。第三節では、ジェンダー政策における諸問題を指摘し、政策とその社会に与える影響との間に生じる不一致を見てみることにする。このことにより、金大中政権下の社会状況を体系的に捉えることができると思われる。ここでは、政府の認識では捉えきれなかった部分も浮かび上がろう。その部分を把握することで、金大中政権における社会政策の特徴をより明確化することができよう。

第一節 政府レベルの認識・女性部の成立に至るまで

一 韓国における女性政策・法的措置

韓国の女性に関する法律は、第一に憲法で平等規定が定められており、これが根幹となっている。第二に、基本法である女性発展基本法が制定され、他方で分野別の個別法が整備されていった。以下では、これらを個別に検討する。付带的には、(一) 憲法、(二) 女性発展基本法、(三) 男女差別禁止及び救済に関する法律、男女雇用平等法、(四) 性暴力や家庭内暴力関連法、(五) 家族法、(六) 女性企業支援に関する法律を、個別に検討することにする。

(一) 憲法⁽¹⁸⁾

大韓民国憲法(一九八七年一〇月二九日制定)の女性の権利に関する規定は、以下となっている。

- ・すべての国民は、法の前に平等である。誰も性別、宗教または社会的身分により、政治的、経済的、社会的、文化的生活のすべての領域において差別を受けない。(第一一条第一項)
- ・女子の動労は、特別の保護を受け、雇用・賃金及び勤労条件において、不当な差別を受けない。(第三二条第四項)
- ・国は、女性の福祉権益向上のために努力しなければならない。(第三四条第三項)
- ・婚姻及び家族生活は、個人の尊厳及び両性の平等を基礎として成立し、維持されなければならない。国はこれを保障する。(第三六条第一項)
- ・国は、母性の保護のために努力しなければならない。(第三六条第二項)

(二) 女性発展基本法¹⁹⁾

「女性発展基本法」は一九九五年二月三〇日に制定、一九九六年六月三〇日に施行された。この法律は、憲法の男女平等理念を実現するための国と地方自治体の責務等を規定し、それによって男女平等を促進し、女性の発展を図ることを目的としている。同法が制定されたことにより、基本的に、それまで個別分散的であった女性関連法令が取り入れられ、女性政策がより一貫性を帯び、また、体系的に実行されることが期待されたのである。

法律規定のきっかけは、一九九五年九月到北京で開催された国連主催の「世界女性会議」の一ヵ月後に政府が発表した「女性の地位向上のための十大課題」であった。その十大課題の一つに女性発展基本法制定が挙げられ、その制定が急速に進められていったのである。当時の金泳三大統領と女問題専門担当大臣であった政務第二長官の推進力がその制定の原動力となったと言われている。

この法律の主要内容は以下の通りである。

- ・男女平等の促進のための国民の義務を規定した。さらに国及び地方自治体には制度的措置の準備と必要財源の調達
の責務を規定する。
- ・女性の参加が著しく進まない分野への女性参加を促進するために、女性に対する暫定的な優待措置を導入する根拠
を設ける。
- ・政府は、五年ごとに女性政策基本計画を策定しなければならず、中央行政機関と広域自治団体は毎年実行計画を策
定・施行しなければならない。
- ・男女平等の促進等に対する関心を国民全体で高めるため、女性週間を指定する。
- ・基本施策として、政治や政治決定過程、公職への参加の促進や雇用の平等、男女平等教育、性暴力や家庭暴力の予

防、家事労働価値の評価、大衆媒体の性差別改善当を列挙する。

・国は、女性発展基金を設置・実施、女性の権利増進のための事業や女性団体の事業の支援に使う。

・国や地方自治体が女性団体の活動に行政的、財政的支援を行う根拠を設ける。

制定当初は、同法は「絵に描いたもちになるのでは」という懸念があったが、実際の女性政策の発展に大きく寄与していることは以下で確認できるので、ここでは説明を省略しておく。個々の条項を具体化する特別法が制定・改正されており、また政府と地方自治体が施行計画に基づき着実に施策を推進している。

では、個別法を以下で検討することにする。

(三) 男女差別禁止及び救済に関する法律、男女雇用平等法

男女差別禁止及び救済に関する法律の制定に関しては、「男女差別禁止及び救済に関する法律」⁽¹⁰⁾が一九九九年一月六日に国会を通過し、同年七月一日から施行されている。

この法律の成立は、「韓国女性史に残る画期的な出来事」であると報道されたが、それは韓国の根深い女性差別を効果的に解消し、差別を受けた女性を救済することができる仕組みを整えたと考えられたからだった。また、「雇用のみならず、教育、施設、サービス等の利用における差別や、法律や政策の施行における差別、セクシャル・ハラスメント等が禁止され、民間だけでなく、公共機関にまで対象が拡大した。

男女差別の解消を担当する専門機構「女性特別委員会」は、調査・是正勧告等を担当し、女性特別委員会から差別是正勧告を受けた当事者は、勧告に従わなければならず、処理結果を報告しなければならない。決定に不服のある場合は、意義申請ができるが、「差別にあたらぬ」という立証を行わなければならないなかった。

法律審議過程において、女性特別委員会がこうした「準司法権」を持つことに対する反対意見も出たが、結局は実現されることとなった。また、実際に法が施行され、適用される段階に入れると、差別にあたるか否かの認定がかなり難しいことが予想されるので女性特別委員会では具体的な差別ガイドラインを作成することとなった。

法律の主要な内容は以下の通りである。

- ・雇用、教育、施設、サービス等の提供及び利用、法・政策の執行における男女差別を禁止する。また、セクシャル・ハラスメントを禁止する。
 - ・差別禁止の対象は、民間事業所のみならず公共機関も含まれる。
 - ・男女差別解消を担当する専門機関は女性特別委員会とする。女性特別委員会の機能は調査、差別可否の決定・調停・是正勧告・告発、法制度改善勧告、改善結果の報告要求、改善指針の樹立とする。
 - ・女性特別委員会が差別事項を調査し、まず自主的解決のための合意勧告を行うことができ、合意しない場合には調停手続きにのせることができる。
 - ・調査の結果、是正措置として男女差別行為の中止、原状回復・損害賠償等の救済措置教育、新聞の広告欄を通じた広報活動をおこなう。
 - ・勧告された者は女性特別委員会に処理結果を報告しなければならない。
 - ・男女差別と決定された事項は、女性発展基金で訴訟を支援することができる。
- 「男女差別禁止法」制定と同じ時期に「男女雇用平等法」⁽⁸⁾が改正された。この法律は、少し早く一九九九年二月八日から施行されていたものである。男女雇用平等法の差別禁止分野は雇用のみであり、対象機関も民間のみであった。だが、この改正では、職場内のセクシャル・ハラスメント予防に関する事業主の義務等を定める条項が新設された。

男女雇用平等法、及びその施行令に従い、労働部は、公聴会等各界の意見を集約して「職場内セクシャル・ハラスメント予防指導指針」を制定した。この指針は、今後、職場におけるセクシャル・ハラスメントの可否を判断する、地方労働官署及び雇用平等委員会の判断資料として活用されることとなった。その指針の主な内容は次の通りである。

・職場におけるセクシャル・ハラスメントとは、事業主、上司または勤労者が職場内の地位を利用したり、業務と関連して他の勤労者に性的な言葉や行動等で、またはこれを条件に雇用上の不利益を与えたり、または性的な屈辱感を誘発するようにして雇用環境を悪化させることである。

・セクシャル・ハラスメントになりうる性的な言葉や行動の代表的な類型を言語的、視覚的、肉体的行為等に分けて例示する。

・相手が望まない性的な言葉や行動が反復される場合はセクシャル・ハラスメントになるが、一度だけの性的言動でも激しい場合にはセクシャル・ハラスメントになりうる。

・事業主の予防義務として、職員研修教育や定例朝会等、職員を直接の対象にした予防教育を年一回以上実施する。
・事業主はセクシャル・ハラスメントに関連する苦情処理機構や手続きを準備しなければならないが、その運営において可能な限り女性勤労者を含むようにする。

韓国においてセクシャル・ハラスメントは一九九三年に提訴されたソウル大学セクシャル・ハラスメント裁判以降社会的問題として認知され始めた。とはいうものの、男性が特に自分自身の問題という認識が薄く、法施行による混乱が予想されたため、労働部では一九九九年六月末までを法の周知期間とし、広報や教育に力を注ぐこととしていた。また、職場内セクシャル・ハラスメント予防教育教材を製作・配布する計画もたてられた。

また、教育部においても女子学生を対象にしたセクシャル・ハラスメント防止指針を作成する予定があったとされ、

民間企業においても社内指針を作成する動きが報道されている。

(四) 性暴力、家庭内暴力関連法

性暴力・家庭内暴力関連については、以下三つの法律が制定された。第一に、性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律⁽¹⁸⁷⁾、第二に家庭暴力犯罪 (Domestic Violence) の処罰等に関する法律⁽¹⁸⁸⁾、第三に家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律である。

性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律は、一九九三年二月一七日に国会で可決され、一九九四年四月一日から施行された。

同法が制定されるまで、性暴力は刑法第三二条の「貞操に関する罪」として扱われ、本人しか告訴ができないことや告訴期間が短いことなど、多くの問題があった。しかし、一九九二年に韓国女性団体連合の傘下に「性暴力特別法制定推進特別委員会」が結成され、活発な活動を展開した結果、同法の制定が実現することとなったのである。この法律は、性暴力犯罪を予防し、その被害者を保護し、また性暴力犯罪の処罰と手続きに関する特例を規定し、国民の人権を守り、より良い社会を構築することを目的としていた。

では、その法律の主要な内容を紹介したい。

- ・ 国及び地方自治体は、性暴力犯罪を予防し、被害者を保護するため、必要な法制度、財源を準備しなければならない。
- い。
- ・ 性暴力犯罪被害者に対する雇用上の不利益処分等を禁止する。
- ・ 加重処罰する性暴力として、義父や義兄を含む親族による性暴力、一三歳未満の未成年者に対する性暴力、障害者

に対する性暴力等を規定する。

・調査や裁判において、被害者の私生活秘密漏洩の禁止や審理の非公開等を規定した。

・国や地方自治体等は性暴力相談所や性暴力保護施設を設置・運営する。

保険福祉部が一九九九年三月に調査した結果によると、一九九八年に全国四三の性暴力相談所で受付けた相談件数は二四七八八件⁽¹⁸⁾、このうち顔見知りの人が加害者である場合が三八・六%にも達していた。また、相談件数は九七年の二倍、九六年の実に三倍に増大したのである。従来は、女性が性暴力被害を自分の恥や責任として一人で解決しようとしていたが、認識が改められ、申告・告発意識が高まったものと見られている。相談所以外に性暴力専門の電話相談が創設されたのも大きい役割を果たしていたであろう。これらの相談所は、予防活動にも力を注いでおり、各種調査研究活動や性暴力予ビデオ製作、性暴力及び性暴力の特別講義も実施していた⁽¹⁹⁾。

家庭内暴力犯罪の処罰等に関する特例法は、一九九七年二月一三日に制定され、一九九八年七月一日から施行された。この法律の目的は、家庭暴力犯罪の刑事処罰手続きに関する特例を定め、家庭暴力を犯した者に対し、環境の改善と性行の矯正のための保護処分を行うことにより、家庭暴力犯罪で破壊された家庭の平和と安定を回復して健康な家庭を育成することに置かれていた。

この法律の主要な内容は以下の通りである。

- ・家庭暴力を、家庭構成員間の身体的、精神的または財産的被害を伴う行為だと定義する。
- ・家庭構成員の範囲は、現在の関係だけでなく、前配偶者との関係、同居の親戚にも拡大する。
- ・家庭暴力について、従前は、家族構成員が調査機関に申告することが事実上難しかったのに対し、だれでも家庭暴力犯罪を知ったときには、誰でも調査機関に申告できるように規定する。相談や職務を通じて家庭暴力を知った相

談所代表や医療機関長等は、必ず捜査機関に申告しなければならない。また、家庭暴力を申告したものに對し、不利益があたえてはいけないとされた。

・事件の緊急性・深刻性に鑑み、申告を受けた司法警察官は、まず暴力行為を制止し、被害者を保護施設や医療機関に引き渡す等の応急措置をとらなければならない。

・家庭保護事件に認定された場合、この法律に基づく手続きによって審理がなされる。必要な場合、臨時措置の決定が下される。臨時措置には、被害者や家庭構成員に住居からの退去や、被害者の住居、職場等から一〇〇メートル以内の接近禁止等がある。

・保護処分とは、行為者の被害者に接近する行為の制限、保護観察等に関する法律による社会奉仕、受講命令、保護観察のことである。この処分は、刑事上の確定判決がでないので前科が残らず、従来被害者は、加害者が家族構成員であるため申告や告訴を回避していたが、保護処分を設けることによって、被害者が告訴をするという負担を軽減した。

・万一、加害者が保護処分を履行しない場合は、「保護処分不履行罪」（二年以下の懲役または二十万ウォン以下の罰金）で刑事諸刑を受けることとなる。

・暴力の程度が激しいと判断されれば、裁判所は職権で一般刑事事件として扱い、懲役等の実刑を下すことができる。最後に、家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律についてであるが、これは一九九七年二月三二日に制定され、一九九八年七月一日から施行された。一九九四年（世界家庭の年）に一次保護施設を運営していた団体が集まり、「家庭暴力防止法制定のための全国連帯」を結成して活動を開始した。彼らは、外国法令の調査、専門家ワークショップを通じて法制定に関する各界各層の意見を集約した。

他方、一九九六年、韓国女性団体連合内にも「家庭暴力防止法制定推進特別委員会」が結成され、各地域の運動本部とともに家庭暴力防止法制定のための署名運動を行ったほか、一九九七年一〇月三〇日には約八五〇〇〇名の署名を集め、「家庭暴力防止法案」の実現に向け、関係機関に請願を行った。このような民間の活動に刺激を受けた各党も、家庭暴力防止に関する法律を提案し、前述の「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法案」と「家庭暴力予防及び被害者保護に関する法律」が国会で通過したのである。以下、その法律の内容を示そう。

・国と地方自治体は、家庭暴力に関する申告体制の構築・運営、家庭暴力予防のための研究教育相談の実施、被害者に対する保護施設の設置・運営、支援サービスの提供、家庭暴力の実態調査・広報、家庭暴力の予防のための法令の整備・各種政策の樹立及び施行とこれに必要な予算上の措置を行う。

・地方自治体には、家庭暴力の予防業務を担当する機構と公務員を置く義務を負う。

・国と地方自治体、届出民間機関は、家庭暴力関連相談所と保護施設を設置運営する。

家庭暴力に関する法律の制定後、それが適用された事例がいくつもあり、相談事例も増えているという。しかし、まだ知られていないことも多く、女性特別委員会は一九九八年一月「家庭暴力予防道しるべ」という冊子を発刊し、全国の警察署、相談所等で配布している。内容は、家庭暴力事件に関する処理手順の一般人向けのわかりやすい説明や相談所・保護施設の連絡先等を掲載したものである。

(五) 家族法⁽¹⁸⁷⁾

家族法（民法の親族・相続編）には、儒教的な慣習に基づいた規定が存在し、女性にとっては、不利な規定も多く見られた。しかし、一九九七年七月一六日憲法裁判所で「同性同本結婚の禁止」⁽¹⁸⁸⁾規定に対する憲法不台致決定が下された。

憲法不合法制度とは、違憲決定とは異なりただちに無効になるのではなく、期限までに改正しなければ効力を失うという決定であった。

これをきっかけとして、当該規定の廃止をはじめとした民法の改正案が一九九九年二月に国会で審議されている。同改正案には、深刻化しつつある高齢化社会問題に対応するため、相続に関する不合理な規定の改正も含まれており、法案がそのまま通過することはほぼ確定であるとみられている。

ここで、同姓同本禁婚制度を廃止し、近親婚禁止制度（八親等以内の血族間等での婚姻の禁止）に転換することに関する。憲法不合法決定の要旨を見ておこう。

韓国民法は、八親等以内の血族・姻戚同志の婚姻が禁止される以外に、同姓同本である血族間の婚姻を一律に禁止している。この同姓同本禁婚制は朝鮮時代に法制度化され、一七世紀後半以降に確立された。これまで、本制度は男系中心の家父長的大家族中心の儒教的家族制度を維持するための手段の一つとして機能してきた。

今日、結婚は家と家ではなく人格と人格の結合であり、家族は家父長的大家族から核家族に変わるとともに、男女平等観念が定着し、経済構造も農耕社会が高度産業社会に変わり、また人口の急激な増加及び都市集中化現象により、同姓同本禁婚制の存立基盤が根元から揺らいでいる。これまで三度にわたる特例法で事実婚関係にあたる四八二七組の同姓同本夫婦が法的救済を受けている。

憲法第一〇条の個人の人格権と幸福追求権は、個人の運命決定権を前提にしており、この運命決定権には、婚姻の自由と婚姻において相手を決定する自由が含まれている。また、憲法第三六条第一項は、婚姻制度と家族制度は人間の尊厳と両性の平等を尊重する民主主義の原理により決められなければならないことを明らかにしており、国家はこれを保障しなければならない。しかし、本条項はこれらの規定に真つ向から対立するだけでなく、その立法

目的が婚姻に関する基本権を制限しうる社会秩序や公共の福祉にも該当しない。

同姓同本血族の間の婚姻が優生学・遺傳学的に有害であるという主張は科学的な根拠がなく、社会の美風良俗と伝統文化に外れるという主張も説得力がない。憲法第九条により継承・発展させなければならない伝統文化は、現代の社会・経済的環境に合い、今日においても普遍妥当な伝統倫理ないし道徳観念でなくてはならない。

本条項が違憲という点で裁判官七人の意見が一致するが、このうち五人は単純違憲決定を、二人は憲法不合致決定を宣告しなければならぬというように、意見が分かれている。そして、違憲決定に必要な六人を満たさないため、憲法不合致決定を宣告することとなっている。本条項は、立法者が一九九八年二月三十一日までに改正しなければ、一九九九年一月一日その効力を失い、裁判所その他国家机关および地方自治団体は立法者が改正するときまでこの法律条項の運用を中止しなければならない⁽¹⁸⁾。

次に、再婚禁止規定の削除の条項について述べたい。韓国の法律では、女性の六ヶ月間の再婚禁止期間の規定を設けているが、それは前後の結婚の時期が近い場合、出生した子の父の推定に疑惑が生じることを避けるためである。従来から、この規定の必要性について学者の間で論議があつたところである。そのため、この規定の実効性がないこと、鑑定技術の発達で必要性がなくなつたという理由により削除されることとなつた。

嫡出否認制度の調整も改正された。嫡出否認の訴えは父だけが提起することができ、提訴期間も出生を知つた日から一年以内に制限されていた。しかし、憲法裁判所で、この提訴機関があまりにも短く、父の人格権・幸福権追求権等が侵害されるといふ憲法不合致決定（一九九七年三月二七日）が下された。これを受けて、提訴期間を、嫡出否認理由を知つた日から一年以内、出生した日から五年以内に延長することとなつた。また、夫だけが提訴できるのは夫婦平等の理念に合わないため、夫だけでなく妻も提訴できることとされた。

最後に、扶養相続分制度が新設された。共同相続人の実質的均等を図り、家族関係における健全な価値観を確立するために、相当期間同居をし、被相続人を扶養した存続人に対する扶養料を五割以上負担した存続人には、固有相続分の五割を加算する制度を新設するといった改正をする予定である。

（六）女性企業支援に関する法律⁽¹⁹⁾

最後に、女性企業支援に関する法律について検討したい。IMF以後の構造調整過程で女性が一時に調整対象になり、また女性労働力が非正規職化されるという現象が顕著に見られた。企業は女性職種や女性部署の廃止、女性中心の整理雇用を行った後、再び必要になった人材を柔軟性があり賃金の低い派遣職・契約職等として採用していたのである。

このように女性の就業環境が非常に不安定になっている中、一九九九年二月五日に「女性の企業支援に関する法律」が制定され、一九九九年六月一日より施行された。同法は、女性の企業の活動と女性の創業を積極的に支援することによって、経済領域において男女の実質的な平等を図るとともに、女性の経済活動を向上させ、国民全体の経済発展に寄与することを目的としていた。そして、国及び地方自治体は、女性の創業と女性企業の企業活動を促進するために資金・人材・情報・技術・販路などの分野における総合的な支援と事業活動機会が均等に保障されるように努力しなければならないとされている。

この法律の主な内容は以下の通りである。

- ・ 中小企業庁は公共機関による女性の企業に対する不合理な差別的慣行や制度の是正を要請できる。
- ・ 中小企業庁は毎年女性企業の活動促進に関する基本計画を樹立する。
- ・ 公共機関は、女性企業が生産する物品の購買を促進しなければならない。

・国、地方自治体は企業に対する資金支援において女性企業を優遇しなければならない。

・韓国女性経済人協会を設立し、女性企業総合支援センターを設置する。

以上、韓国の女性政策の中心となった法案をまとめてみた。これらの法案で見られるように、従来の儒教的伝統が多く組み込まれていた法律は、この一連の法律の改正によって、大きく変容した。女性が不利になるような法律から、現在では、より平等的な観点をういた法律へと変わっていったのである。こういった法律を背景に、女性政策は展開していくのだが、政策の詳細は以下で検討することにする。

その前に、女性部の成立に至るまでの経緯を検討した上で、具体的な政策の議論へと移っていくことにする。

二・女性部に至る歴史的背景

韓国における最初のジェンダー政策は一九四六年にさかのぼる。アメリカの軍事政府が、一九四六年に「子女局」を設け、以下の三つの責任を与えた。(一) 社会的、経済的、政治的、文化的アリーナにおける女性の地位の改善、(二) 女性の地位と福利に関する統計の集計、(三) そして女性の福利の改善に関する提案、この三つの責任、である。^(四)

この後、女性に関するイッシューは、保健福祉部の管轄下に置かれた。一九八〇年までは、ジェンダー政策は、特定の女性(女性労働者、妊婦、売春婦)に対してしか適応されなかった。いいかえれば、政府は、女性の一般的ニーズに取り組みず、女性の地位を改善させる体系的な計画に打ち込んでいなかったのである。しかし、一九七五年、メキシコ・シテイで開催された第二回女性に関する国際会議を契機として、韓国は女性に関するイッシューに取り組んでいくことになった。

一九八三年、保健福祉部管轄ではない、独立した「韓国女性発展機関」が設けられた。この機関は、女性の問題に対

処する研究機関で、一九八五年にはじめて女性の発展のための計画を提案するに至る。この提案では、三つの必要性を提起した。(一) 女性労働力を最大限に活用すること、(二) 女性の可能性を拡大すること、(三) 健康的な家族計画を促進すること。この三つの原理に基づく計画を打ち出したのである。そして、同年「女性政策に関する委員会」を設置し、この計画を韓国政府に提出した。この基本計画は、政策として実現、展開していくことになるのだが、それは二つの段階に分けることができる。(一) 一九八五―一九九五年の準備期間、そして(二) 一九九五年―二〇〇〇年の導入期間である。一九八八年の盧泰愚政権期にジェンダー政策が「政務部第二長官室」(Second Ministry of Political Affairs)により扱われることになる。そして、金大中大統領政権発足後の一九九八年二月二十八日政府組織法が改正され、政務部第二長官室が廃止され、女性政策を専門に担当する組織「大統領直属女性特別委員会」が発足した。さらに、行政自治部をはじめとする五つの部に女性政策担当官室が新設されるとともに、その他の省庁と地方自治体には女性政策担当部署を指定し、執行機能を担当させることとした。これにより、女性政策は、女性特別委員会及び地方自治団体がともに参画する政策として推進することができるよう体系化されたのである。

この女性特別委員会の組織は、委員長と常任委員兼事務所長各一名、そして非常任委員一三名(うち当て職六名へ法務部、行政自治部、教育部、農林部、保険福祉部、労働部の各次官、委託職七名(民間専門家)の計一五名で構成されている。事務所は、事務所長の下に、政策調整官、協力調整官、差別改善調整官の三つの調整官と総務課で構成され、職員は四一名であった。政策調整官は、主に、女性特別委員会の主要業務計画の策定・分析、政策開発・研究、国会・政党に関する事項、広報に関する業務を行う。協力調整官は、女性団体との協力及び支援、女性発展基金の管理運営、女性の国際協力に関する業務を行い、差別改善調整官は、法制度や行政措置、慣行等に現れる女性差別に対する調査及び是正業務を行うことになっていた。

この委員会は、女性地位の向上に尽力したが、一番の問題は、委員会に司法権・立法権がないことであった。九九年に制定された男女差別禁止法で準司法権が認められるようになるが、やはり政策の実行力・執行力という点で、独立した司法権や立法権が問題となり、この問題をきっかけに女性部（日本の省に相当）設置が議論され、二〇〇一年に設置されるのである。

この女性部設置に至る簡単な経緯を表にして示しておく。

以下、その女性部の組織とその主な活動を紹介することにする。

第二節 ジェンダー政策過程とその具体的政策

ジェンダー政策が目的とするのは、女性の福利と生活の質を改善することである。大枠では、女性の地位と権利を包括的な国家政策によって改善し、ジェンダーの平等を導くことにある。憲法上では、男女平等は保既に障されてい

表 1：女性部に至る主要事項

1988年 2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・政務部第二長官室発足 ・管轄の範囲拡大（首相# 243、1990年 6月21日） ・女性関連の社会的文化的案件に取り組む
1998年 2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府組織法改正により政務部第二長官室が廃止され、大統領直属の「女性特別委員会発足（事務所職員41名）
1998年 4月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次女性特別委員会委託職に女性の地位向上に関する専門知識と経験がある7人の民間専門家が採用される
1999年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別禁止及び救済に関する法案が成立（1999年 7月施行）
1999年 7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・女性特別委員会への規制が改正される ・女性差別廃止を重要目的とする
2000年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次女性特別委員会発（7人の民間専門家採用）
2001年 1月 1日	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国初の女性部成立（政府組織法42条のもとで） ・女性部の主な活動として保険福祉部の管轄であった業務を女性部が担当することに（家庭内暴力、性暴力の被害者たちの保護とそれに関連する用務、売春の防止、元従軍慰安婦に対する生活保障の提供）

出典：女性部ホームページ、www.moge.co.kr

て、実際のところは他の法律もその下に制定されるはずである。しかし、現実では、下位の法律（lower laws）が、ジェンダーの平等を妨げている。ジェンダー政策とは、こういったジェンダーの平等の妨げになる法律を、憲法と平行にすることである。

ジェンダー政策の発展を理解するためには、女性関連の法律の立法過程を知ることが必要であろうと考え、上記のように女性関連の法律をまとめてみた。ジェンダーの平等に関する法には、憲法、家族法があり、女性の参加を促進する法には、労働基準法、そして男女雇用平等法がある。そして、女性の福利に関する法は、性犯罪に対する防止と被害者保護法がある。それを年代順に表にすると以下のようになる。

本節では、具体的な政策がいかなる基本方針のもとで立案され、施行されていったかを見ていくことにする。

表 2：女性関連の法律制定

1948年7月	憲法制定
1953年5月	労働基準法実施（女性の特別保護）
1958年2月	家族法制定
1958年11月	売春予防法の制定
1962年12月	第一回家族法改正
1977年12月	第二回家族法改正
1986年5月	シングルマザーの児童福祉制定法の改正
1987年12月	男女雇用平等法制定
1989年4月	第一回男女雇用平等法改正
1989年6月	国家公務員採用の改正
1990年1月	第3回家族法改正
1991年1月	児童保護法の制定
1994年1月	性犯罪に対する刑罰と被害者保護法の実施
1995年8月	第二回男女雇用平等法改正
1995年12月	女性の発展基本法
1997年12月	家庭内暴力（Domestic Violence）に対する刑罰の特別法の制定
1998年2月	第一回女性の発展基本法改正
1999年2月	ジェンダーに基づく差別防止の制定法

出典：執筆者作成。

一・政策の基本方針

政策上の基本の方針は、金大中大統領の就任演説で述べられたように「女性の権益保障と能力開発の積極化」⁽¹⁹⁾、および「家庭・職場・社会での男女差別の障害の除去」⁽²⁰⁾であった。これを基礎に、女性特別委員会は、女性政策推進基調を次のとおりに定めた。

① 性政策の主流化

具体的には、女性問題を国家政策領域で核心分野として扱われようにすることを目的とする。

② 女性の代表性の向上

国家の発展に男女が同等に参加し責任を負担できるように、社会の各分野への女性の代表性を高める。

③ 女性の経済力の強化

知識・情報時代に対応し、女性が国家の重要な人的資源として活用されるよう、女性の経済力を高めていくことを目標とする。

④ 女性界との協力強化

各種社会問題の解決に女性が主導的役割を遂行して行くように、女性関係団体等との協力体制を強化していく。

また、金大中政権発足後、大統領職引受委員会が「一〇〇大政課題」を発表したが、そのうち女性政策部門には以下の二つの課題が設けられた。男女平等の社会構築と実現のための差別的な制度・習慣の改善、②女性の雇用促進及び地位向上⁽²¹⁾である。

まず、課題①に関しては、大統領直属の女性特別委員会を設け、男女共同参加社会の基盤を構築し、民法（特に存続法）の法令や制度上の男女差別的な内容を是正し、性暴力・家庭暴力被害相談所の増設及び相談保護機能の強化し、男

女平等意識を高めるための教育・広報の強化し、階層別の助成に対する多様な福祉サービスの拡大に努力することを公表した。

課題②に関しては、公職等に対する女性割当制等、女性の社会進出の支援、育児負担緩和のための保育施設拡充、出産休暇・育児休暇等、母性保護に伴う企業の負担を緩和することが提唱された。付带的には、医療保険、そして雇用保険での一部負担を推進、女性の再雇用促進のため雇用保険基金の女性再雇用奨励金の拡大、公共訓練機関における女性訓練生の比率を向上、女性の能力開発の機会の拡大、積極的な女性雇用策の開発、夜間や休日勤務禁止等の過保護規定を労使及び女性団体の意見を徴収しておこなう合理的調整などを約束したのであった。

こういった基本方針の下、女性政策に関する計画を、女性発展基本法に基づき、五年ごとに策定するように規定された。「第一次女性政策基本計画」（一九九八年―二〇〇二年）が策定された。基本計画の性格は、「社会全般の女性発展を促進するための政府の施策方向とその内容を含む総合的な企画であり、今後五年間、政府の女性政策は基本計画を基に、各省庁間の連携によって一貫性をもって推進される。基本計画は政府の全省庁が参加して樹立される国家計画であり、地方自治体でも基本計画に基づき年度別施行計画を策定・施行する」とされている。

この基本計画では、金大中発足当時の大統領引受委員会が発表された課題をより拡張し、二〇大政策課題（一六六の細部課題に構成）を設けている。その課題は以下のようなものである。①社会全般の性差別的な法制度及び意識の改善、②政策決定過程への女性の参加、③雇用機会均等基盤の確立、④女性雇用の促進、⑤職場・家庭両立支援体制の確立、⑥女性労働者の労働条件改善、⑦男女平等教育のための条件造成、⑧女性専門人材の積極的な育成、⑨女性の生涯教育支援、⑩女性の健康増進、出生に係る比率の不均等解消、⑪保育事業の拡充及び内実化、⑫農業・漁業従事の女性の負担緩和と権益伸長、⑬要保護女性の福祉促進、⑭高齢化時代の女性福祉促進、⑮女性に対する暴力の根絶、⑯女性の文

化活動の活性化、⑰女性ボランティア等市民運動支援、⑱女性団体活動の支援、⑲女性の国際協力強化、⑳国家統一への寄与、などである。

これらを整理、分類すると、大きく二つの分野となる。一つは女性の政治・公職参加の拡大、今一つはそして女性の福祉基盤拡大である。以下、第二節二で女性特別委員会、女性部および関連機関の組織と経緯に関して説明を加え、第二節三では、二つの分野における具体的政策を見ていくことにする。

二．女性特別委員会、女性部及び関連機関・組織と経緯

上記の様な計画を推進する体制・財源調達について、述べていこう。女性発展基本法第八条には「中央行政機関の長と市・道知事は、基本計画による年度別の施行計画を策定・施行しなければならない」と規定されている。これに基づき、市・郡・区は毎年一二月末までに市・道に次年度の所管女性関連業務に関する施行計画案を提出し、中央行政機関と市・道は毎年一月末まで当該年度の所管女性関連業務に関する施行計画案を女性特別委員会に提出することとなっている。女性特別委員会は、中央行政機関と市・道が提出した施行計画案を総括・調整し、同施行計画に係る大統領の承認を経て確定する。

女性発展基本法第八条は、施行企画の樹立とともに、前年度の施行計画の推進状況を点検するよう規定している。これに基づき、市・郡・区は毎年一月中旬までに同施行結果を市・道に提出し、中央行政機関と市・道は毎年一月末までに前年度の施行計画の施行結果を女性特別委員会に提出することとなっている。他方、女性特別委員会は、中央行政機関と市・道から提出された同施行結果を点検し、その結果を大統領に報告することが要求されている。そして、中央行政機関と市・道は施行計画の策定・施行のために当該機関に女性政策関連の協力部署を指定・運営することとされている。

女性政策にかかる財源の調達は、主に国の一般会計、特別会計（雇用保険金、国民年金、女性發展基金等）、地方自治体の予算などで確保している。

これらに加えて、女性特別委員会では、一九九八年一月、女性差別申告センターを開所した。雇用や教育、財貨、施設、サービス等における差別、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、その他女性であるということを理由にした差別に関し、来所や電話による相談を受け付けることになった。開設一カ月後の報道によれば、相談件数の五割ぐらゐが雇用上の差別であるということが明らかになった。

ただ、女性部成立二年後には、盧武鉉政権が発足したため、女性部の本格的な活動は二〇〇三年の盧武鉉政権からといえよう。

女性特別委員会から女性部へという組織の流れとは違ふところで、女性問題や女性の發展について尽力している機関は、韓国女性開発院である。同院は、女性發展基本法制定以前の一九八三年四月に設立され、女性問題に関する調査研究、女性の能力開発のための教育訓練、女性活動に対する支援などの業務を効率的に遂行することで、女性の社会参加及び福祉の増進に寄与することを目的としていた。研究本部では、法制及び政治に関する研究、教育及び文化に関する研究、雇用及び女性関連統計に関する研究、過程及び福祉に関する研究、各種セミナーの開催等、事業本部では女性の意識能力開発のための教育、文化活動の支援、女性団体の連携支援、国際協力・情報交流等、情報資料部では、女性問題に関する出版物、映像資料の制作、国内外資料の収集、データベース開発等を行っている。

三. 女性の政治参加促進の施策・女性の代表性向上のための女性の政治・公職参加拡大

(一) 次世代女性指導者育成のための「女子大学生キャンプ」および強化教育実施

女性政治家養成の取り組みが、政党、女性団体、地方議会などによって、活発に行われている⁽¹⁹⁶⁾。女性への政治参加のためには、成人女性を対象に、女性指導者育成だけでなく中長期的な視野をもちながら、多様な分野の予備女性指導者を養成することが重要であるという認識がある。特に次世代女性指導者を各分野に進出させるために進路指導を行う施策が設けられている。

このため、「次世代女性指導者育成のための女子大学生キャンプ」が二〇〇〇年から実施され、金大中政権の末期には一五の市・道で六九六人の女性が参加するほどになっていた⁽¹⁹⁷⁾。

女子大学生のキャンプの目的は、女子大学生に「女性と社会」に対する認識と政治意識提起の機会を提供し、政治決定過程に参加できるように育て上げ、その指導力を発揮できるようにすることを目的に推進されている。こういった目標を掲げながら、各市・道が主体となり自発的に実施されている女性大学生キャンプの実施状況を以下の表でまとめてみたい。

また、こういった「次世代女性指導者育成のための女子大学生キャンプ」教育が、キャンプ終了後も途絶えぬように、「女子大生キャンプ強化教育」を二〇〇一年から実施している。このキャンプは、毎年二月末にソウル女性プラザで開催され、二泊三日で様々な交流や訓練を集中して受けるものである。

(二) 女性政治参加拡大のための民間協力事業強化

民間分野との協力ネットワーク強化を通じた女性政策の効果的推進方案の一つとして、女性部では二〇〇一年から本格的に民間部門との共同協力事業を実施し、二〇〇三年では、企画課題の一つとして「女性の政治参加拡大」事業を構築、一〇の事業を支援している。事業内容は以下の通りである。

表3：年度別教育人数

年 度	2000	2001	2002	2003
人 数	660人	494人	494人	696人

出典：女性部、『女性白書』2001年、2002年、2003年、2004年の情報を基に執筆者作成。

表4：2002年度実施状況

地域	主 体 機 関	数/人数	主 要 内 容
ソウル	女性政治勢力民集連帯	71名	・「女性の新しい見方」等講義 ・共通課題に関する討論
釜 山	釜山広域市女性団体協議会	50名	・「21世紀変化と新しい女性リーダーシップに向けて」講義 ・チーム別自由討論と発表
大 邱	啓明大学女性政策研究室	34名	・「女性の代表制拡大と政治参加」抗議 ・国会議員役割学習
光 州	朝鮮大学	48名	・「世界を読み世界を指導する」講義 ・男女平等のための戦略樹立に対する発表と討論
蔚 山	蔚山大学生生活科学研究所	40名	・「指導者のビジョンとリーダーシップ」講義 ・意思決定のための会議進行方法と技術訓練
京 畿	韓国外国語大学生涯教育院	51名	・“What do I really want?” 講義 ・イメージ管理、成功した女性リーダーとの会話
江 原	江原大学	40名	・「地方自治時代における女性の役割」講義 ・女性大統領選出訓練
忠 北	忠清北道女性民友会	45名	・「女性はなぜ政治に参加しなければならないのか？」講義 ・指導者資質開発のための政治力訓練
忠 南	忠清南道女性政策開発院	51名	・「地域社会と女性」講義 ・地域社会リーダーとして女子学生の指導力増進のためのワークショップ開催
全 北	全北女性政治発展センター	50名	・「21世紀と女性人材活用」講義 ・女性に対する性暴力、DV 主題討論と発表
全 南	女性文化研究所	40名	・「地域女性人材開発と政治参加」講義 ・女性指導者との対話
慶 北	慶尚北道女性政策開発院	51名	・リーダーシップ診断と適性検査 ・女子大生政治意識の座談会 ・女性 CEO との対話
済 州	済州島女性特別委員会	52名	・「女性の社会と政治参加の必要性」講義 ・リーダーシップ実践訓練

出典：女性部、『女性白書』2001年、2002年、2003年、2004年の情報を基に執筆者作成。

表5：事業名

番号	団体名	主 題 名	地域
1	議会を愛する人たち	地方議会議定と予算監視活動	ソウル
2	女性政治勢力民主連帯	サイバー女性政治学校開催と教育養成資料制作	ソウル
3	韓国女性有権者連盟	サイバー空間を利用した女性政治リーダーシップ向上プログラム開発	ソウル
4	韓国女性指導者連合	女性勢力化のための Online プロジェクト (女性 Web Journal 構築)	ソウル
5	韓国女性政治文化研究所	20-30代政治改革傾向と参加形態に関する調査	ソウル
6	慶南女性会	新しい時代の女性指導者教育	慶南
7	21世紀女性発展委員会	女性政治参加拡大のための女性立候補者発掘と支援	光州
8	大田女性環境フォーラム	男女平等地方自治政策のためのリーダーシップキャンプ	大田
9	安養女性会	女性政治参加拡大のための女性有権者教育	京畿
10	韓国女性有権者連盟蔚山支部	「女性の力で蔚山を変える！」	蔚山

出典：女性部、『女性白書』2001年、2002年、2003年、2004年の情報を基に執筆者作成。

(三) 政治分野における女性の代表性向上

二〇〇〇年二月、政党法改正によって各政党は、国会及び市・道議会議員選挙の比例代表に女性を三〇%以上推薦することを義務付ける割り当て制を導入した。また、政党法など政治関連法が二〇〇二年三月にも改定され、市・道議員比例代表に女性を五〇%以上にするように推進することを目標に、推薦する際には、二人に一人女性を含めることを義務付ける規定を設けた。こういった規定を違反した際には、候補者名簿提出を選挙管理委員会が拒否することができ、女性割り当て制 (Quota) が実質的に効果を生み出すようにされたのであった。

これに伴い、二〇〇二年六月に実施された第三次統一地方選挙では、市・道議会比例代表の中で六七・一% (七三名中四九名) を女性が占め、一九九八年の三六・四%に比べ大きく増加したのであった。⁽¹⁹⁾

また、政党の地区候補者公薦の際に、三〇%以上の枠を女性に割り当てることになった。しかし、この条項は、勧告条項にとどまっていたため、実際には市・道議会で一九九八年とほぼ同じ二・三% (一六〇九名中一四名)⁽²⁰⁾にとどまる結果となった。これは、

女性が党内の候補者公薦の選考過程で落選した結果であるといわれている。

（四）政府委員会の女性参加拡大

韓国政府は、一九八九年から政府内に設置された各委員会に女性の参加を促進することを目指した。当初の目標は、二〇〇〇年までに女性の参加を一五％増加させることであつたが、一九九五年の「女性発展基本法」制定の際には、この数値を更に三〇％に引き上げ、中央および自治体における委員会等、政策決定過程に関わる委員会などへの女性の参加を拡大するための方案を強調し、それを促進したのである。

委員会における女性参加拡大は、金大中政権下では国政課題として設定され、三〇％の増加目標を二〇〇五年度から二〇〇二年度へ前倒しし、積極的に取り組む姿勢を示した。そのために、女性委員の積極的な委員会活動を支援するため、新規参与の女性委員に対する政策開発能力向上のための教育を実施し支援することとした。一九九〇年代後半からの女性の参加率を見てみると、その成果が確認できる。

（五）女性の公職進出の拡大

一．女性採用割り当て制 (Quota)

表 6：年度別委員会女性参加

(単位：個、名、%)

区 分	委員会数	女性参加委員数	比 率	委員数	女性委員数	女性参加率
1995年9月	324	116	35.8	14619	1131	7.7
1996年9月	362	115	31.8	26053	2414	9.2
1997年6月	310	141	45.5	11269	1251	11.1
1998年12月	1206	714	59.2	15296	1896	12.4
1999年12月	1161	694	59.8	14944	2635	17.6
2000年12月	1202	996	82.9	16255	3842	23.6
2001年12月	1231	1129	91.7	16393	4547	27.7
2002年12月	1274	1210	95.0	16926	5093	30.1

出典：女性特別委員会、女性部、『女性白書』2001年、2002年の情報を基に執筆者作成。

表7：年度別女性採用割り当て制適用合格者

試験名	96年度			97年度			98年度			99年度		
	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者
計	3334	885 26.5%	19 0.6%	3193	854 26.7%	20 0.6%	1559	310 19.9%	14 9.0%	2109	288 13.7%	40 1.9%
行政試験	192	19 9.9%	2	224	25 11.2%	4	182	42 23.1%	5	182	31 17.0%	2
外務試験	41	4 9.8%	1	45	9 20.0%	0	30	5 16.7%	……	20	6 30.0%	……
技術試験	46	2 4.3%	非対象	120	4 3.3%	非対象	48	1 2.1%	非対象	40	1 2.5%	非対象
地方試験	88	1 1.1%	……	89	6 6.7%	2	43	2 4.7%	……	27	4 14.8%	……
7級	500	41 8.2%	16	512	32 6.2%	14	160	27 16.8%	9	492	30 6.1%	18
9級	2467	818 33.1%	非対象	2203	778 35.8%	非対象	1096	223 21.3%	非対象	1348	216 16.0%	20

試験名	00年度			01年度			02年度		
	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者	合格者 人数	女性合 格者	割り当 て制適 用者
計	3798	122 32.2%	86 2.3%	3845	1286 33.4%	59 1.5%	3906	1674 42.9%	83 2.1%
行政試験	203	51 25.1%	7	233	59 (25.3%)	3	257	73 28.4%	11
外務試験	30	6 20%	……	30	11 36.7%	……	35	16 (45.7%)	……
技術試験	47	3 6.4%	……	41	5 12.2%	……	50	3 6.0%	……
地方試験	24	……	……	27	1 3.7%	……	26	1 3.9%	……
7級	614	102 16.6%	36	599	96 16.0%	22	623	165 26.5%	14
9級	2880	1062 37.0%	43	2915	1114 38.2%	34	2915	1416 48.6%	58

出典：行政自治部、「統計年鑑」1996年、1997年、1998年、1999年、2000年、2001年、2002年のデータを基に執筆者作成。

韓国政府は、政策決定過程において女性の代表性を確実なものとするために、また女性の人的資源を活用して国家経済力を強化するため、一九九六年から公務員採用試験に女性採用割り当て制を導入し実施してきた。

女性採用割り当て制は、女性の参加が著しく不足している分野において、合理的に、また法律に基づいた参加を促すための、代表的措置として二〇〇二年までに施行された。

この制度は、公務員採用試験において相対的に女性合格者が少なかった上級行政試験、外交官試験、そして七級行政・公安・外務の行政職試験に適用されたが、女性合格者の比率が高い九級公務員試験、募集単位別に選抜予定人数が少ない技術職、そして職務の特殊性で男女区分募集が不可欠である警察の特殊部隊は、適用外となった。また、選抜予定人数が少なく、現実的に割り当てが難しい一〇人未満の採用段位試験も、適用外となっている。

しかし、女性の公職進出の拡大と地位向上のため、金大中政権下では、二回にわたり女性採用割り当て制を拡大した。まず、当初の一九九八年七月には、一九九九年に一八%、二〇〇〇年には二〇%だった比率を、一九九九年に二〇%に調整し、九級試験に女性採用割り当て制を適用した。²⁰⁰一九九九年四月の、二次拡大実施では、女性採用割り当て制採用期間を二〇〇〇年までから二〇〇二年まで延長し、対象を技術者にまでに拡大、さらに女性採用割り当て制比率を、職級別に最高三〇%までに拡大したのである。以下の表を見てみよう。九六年から二〇〇二年までに女性合格者の人数がそれぞれの試験で増加していったことが確認できる。二〇〇二年には、合格者の数は四二・九%にも及んでいる。

二. 男女均等採用割り当て制

女性採用割り当て制は、二〇〇二年末にその適用期間が終了し、施行期間の分析を基に、この制度をいっそう改善・補完し、男女平等を向上するため、新しい「男女均等採用割り当て制」制度が導入された。「男女均等採用割り当て制」は、公務員採用時に、男女問わずどちらか片方の合格者の比率が三〇%未満の場合、合格範囲内に該当する性別の合格

者を追加し、合格させるといふ制度で、二〇〇三年から二〇〇七年までの間実施されることになった。この制度は、金大中政権末期に導入され、その実行は、盧武鉉^{ノムヒョク}政権に委ねられた。

三：管理職女性公務員の育成

行政自治部と中央人事委員会は、それぞれ二〇〇二年三月と五月に女性公務員に対する積極的な人事管理を重要内容として位置付ける方針を採用し、女性公務員に対する積極的な人事管理をし、女性公務員の人事管理指針を改善するためのいくつかの政策に取り組むこととした。採用、昇進、教育訓練等人事制度全般に対して男女平等の原理を提示した指針の施行により、公職部門における女性人材育成と男女均等の人事制度運営のための大きな枠組みが設けられたのである。

女性管理職育成のため、二〇〇一年から女性管理職拡大五カ年計画が実施された。導入時には、公務員全体の三二・八%が女性公務員であったが、その中で五級以上の管理職就いている女性公務員比率は五・二%に過ぎなかった。⁽²⁰⁾そのため、二〇〇二年度には五・五%、二〇〇三年に六・五%、二〇〇四年には七・五%、二〇〇五年には八・七%、そして二〇〇六年には一〇・〇%を目標にした五カ年計画が実施されたのである。⁽²⁰⁾

その上、中央行政機関の場合、「一機関、局長・課長級女性管理職一人以上」制度を実施、推進した。推進方法として、五級女性公務員を昇進対象とし、もし対象者がいない場合は、他機関から充員するという方法が採られた。

四：管理職女性公務員データベース構築

管理職女性の人材をプール (Pool) し管理しながら、機関別の人材情報を作成し、女性の昇進に活用することを期して、二〇〇〇年六月に女性公務員データベース「女性政策管理システム」の作構築に向けた作業が実施された。

そして、二〇〇〇年八月一日、国家職五級以上の約七六〇人、地方職六級以上の約六八八二人の約七六〇〇人を対象

としたにデータが整備された。⁽²⁸⁾ 行政自治部は長期的な資料調査や補完作業をおこない、これを女性公務員の管理職進出拡大や他の人事政策促進の基礎資料として活用する方針である。

五. 公務員教育訓練強化

男女平等に関する意識転換と女性政策への理解を高めるため、男女平等意識の独立課程が設けられ、教科・科目の開設が積極的に推進された。女性部と行政自治部が共同で二〇〇二年三月には男女平等教育プログラムを開発普及し、男女平等教育を効果的に構築した。

その結果、二〇〇二年五月、中央の教育機関のうち国家専門行政演習院に男女平等教育の独立課程が新設・運営され、地方レベルではソウル特別市公務員教育院に「平等意識教育」課程が二〇〇一年に続き再び機能することになった。

二〇〇三年度以降も、公務員教育訓練指針に男女平等意識独立教育課程の設置と関連教科・科目の編成を勧告する内容が盛り込まれた。

これに加え、行政自治部と女性部は共同で、女性公務員情報ネットワーク構築を目指すべく、二〇〇二年から「管理職女性公務員の交流会」を設け、女性学や女性政策、リーダーシップなどの分野で活躍している学者などを招き講義や討論の場を設け、ネットワーク構築を推進した。また、政府中央庁舎、政府果川市庁舎、政府大田市庁舎の三つの庁舎に勤務する女性公務員約六〇〇〇人を対象に「女性公務員ワークショップ」を開催し、管理職以外の女性公務員のネットワーク構築も推進した。

六. 母性保護強化

労働基準法、男女雇用平等法、雇用保障法などによる民間対象の母性保護法の改定で民間企業における女性勤労者の出産休暇、育児休暇制度が改善され、これを契機として公職部門でも民間企業の母性保護政策との公平性を維持し、家

庭と職場が調和的に両立できるような勤務形態を構築するため出産休暇と育児休暇制度の定着のための法制整備がおこなわれた。

具体的に見れば、二〇〇二年一月一九日の国家公務員法と二〇〇二年二月一八日の地方公務員法の改定が、育児休暇の申請対象と期間を拡大するものとして大きな意味をもった。以前は、一歳未満の子供を持つ公務員だけが育児休暇の申請が可能だったのだが、その改定後により、三歳未満の子供を持つ公務員にまで申請範囲が拡大し、妊娠中休職することも可能となった。また、休職期間も各子供に対して一年以内と設定され、子供の数と関係なく育児休暇を利用することができるようになった。

二〇〇一年度の時点の、育児休暇利用者は、一一八八人で対象者の四・八％に過ぎず、また、二〇〇二年度には、一八五四人が利用し、対象者の三・三％であったのを見ると利用者は想定されたほど増えなかった。⁽²⁾

二〇〇二年一月一九日の国家公務員法と二〇〇二年二月一八日の地方公務員法、二〇〇二年一月二六日の公務員手当等に関する規定改定は、育児休暇期間の号俸昇給反映と育児休暇手当を支給に関する規定を設けたものである。以前の国家公務員法と地方公務員法の「育児休暇期間中五割に該当する期間を号俸昇給に反映する」という規定を削除し、育児休暇期間中の全てが号俸昇給に反映されるようになった。また、二〇〇一年一月に改定された公務員手当等に関する規定、地方公務員手当等に関する規定によって支給された月二〇万ウォンの育児休暇手当でも、継続的に支給されることとなった。育児休暇期間の号俸昇給認定と育児休暇手当での支給等で、経済的負担による育児休暇回避現象を少しでも緩和することが目的とされていた。

最後に取り上げたいのは、二〇〇一年一〇月八日に、中央政府庁舎の職場保育施設の委託運営開始により、ソウルの中央庁舎、果川市庁舎、大田市庁舎等三つの政府庁舎すべてに職場保育施設が設けられたことである。また、二〇〇二

年二月二日には、一九九八年八月に設置し、その後も運営中だった大田政府庁舎の職場保育施設が増築され、より質の高い職場保育サービス提供が始められたのだった。

四、女性の福祉基盤拡大

（一）低所得層女性福祉対策

母親または父親が一八歳未満の子供を養育する家庭において、支援基準に該当する低所得母子・父子家庭を支援対象とする制度が二〇〇一年に設けられた。支援基準として、四大家族で所得が一三〇万ウォン以下と設定された。金大中政権の末期の二〇〇二年度には、母子・父子家庭九一三七七世帯（二四六二四一人）⁽²⁸⁾が支援を受け、そのうち国民基礎生活保障手当を対象を除くと四一三九四世帯がこの支援を受けていることになる。

支援内容には、在宅保護と施設保護の二つがあるが、まず、在宅保護について述べることにする。在宅保護には以下の内容が含まれる。①子供の学費支援、②養育費支援、③福祉資金融資、④永久賃貸住宅入居支援。①に関しては、低所得母子・父子家庭の中学生及び高校生を支援する内容であり、②は低所得母子・父子家庭の六歳未満の子供に対する養育費を支援するものである。③は、低所得母子・父子家庭一世帯あたり一五〇〇万ウォン以内の福祉資金を年利四％（固定金利）、五年支払いを据え置きし、分割償還を条件に融資して、支援する内容であり、④は、住居がない低所得母子・父子家庭の住居安定を支援するため地方自治団体に管理している永久賃貸住宅の一定量を、母子・父子家庭に優先的に供給するという内容のものである。

他方、施設保護として、①母子保護施設、②母子自立施設、③母子一時保護施設、④未婚母施設、⑤養育する未婚母のための中間施設（韓国語では中間の家と称されている）といった支援も盛り込まれていた。

①は、住居がない低所得母子・父子家庭に対する生活保護と自立基盤のため母子・父子保護施設を設置・運営している。保護期間は、原則として三年以内であるが、延長が必要であると認定された場合は、一年を単位として最大二年間延長できるようにしている。二〇〇三年のはじめには四〇箇所で一四九世帯が支援を受けている。⁽²⁰⁶⁾

②は、母子保護施設に在住できる期間を過ぎた母子家庭で自立準備が未だ不十分だと認定される家庭と、住居がない低所得母子家庭が自立基盤を作るため、母子自立施設の設置と運営を定めたものである。保護機関は原則として三年であるが、延長が必要であると認定された場合には、一年単位で最大二年間延長できるようにしている。二〇〇三年の初めには、四箇所六一世帯が支援を受けている。⁽²⁰⁷⁾

③は、配偶者の物理的精神的虐待によって子供の健全な養育と母親の健康に支障がでている可能性があるとして認定される母親と子供のため、母子一時保護施設を設置・運営しているということである。保護期間は六ヶ月以内だが、必要に応じて三ヶ月の範囲内で延長できる。二〇〇三年度初めには、一四箇所四五九人が支援を受けている。⁽²⁰⁸⁾

④は、未婚の女性が妊娠し、または出産をする場合に、安全に分娩し、健康を回復するまで保護することを目的に未婚母施設を設置・運営することである。保護期間は、六ヶ月以内であるが、必要に応じて六ヶ月の範囲内で延長が可能である。二〇〇三年初めには、一〇箇所三七七人が支援を受けている。⁽²⁰⁹⁾

⑤は、子を養育することを決定した未婚母が地域社会で生活できるよう中間施設を設置・運営することを示す。保護期間は一年以内であるが、必要に応じて三ヶ月の範囲内で延長が可能である。二〇〇三年初めには、四箇所五〇人が支援を受けている。⁽²¹⁰⁾

(二) 女性障害者福祉サービス提供

女性障害者の福祉促進のため一九九八年五月から全国の障害者福祉施設を対象に女性障害者の相談室と休憩室を運営し、多様なサービスが提供されるようになった。そのサービスは、主に以下のような内容となっている。①女性障害者相談室の運営、②女性障害者休憩室の設置・運営、③既婚女性障害者の家事と育児活動支援、④未婚女性障害者に対するお見合い行事開催と結婚紹介、⑤女性障害者家事ヘルパー事業である。⁽⁴⁾①は、全国の障害者福祉施設において、女性障害者に対する社会的差別と不当な対応の申告が可能となり、相談・指導をおこなう。②は、女性障害者が自分の問題を自らで解決できるように方向づけるべく、議論をおこなったり、外部専門家を招聘して相談会を開催し、趣味教室を提供し、余暇活動を促す空間を設ける。③は、地域内のボランティアを拡大し、既婚女性障害者に対する外出補助、家事補助、育児補助を遂行するための支援をしている。家事保母サービスは、身の回りの手伝い、外出補助、掃除、洗濯、料理など含み、また育児補助サービスは、出産前と出産後の育児保護活動が含まれている。④は、女性障害者の結婚率が、一般女性に比べて社会的差別に影響されて低いため、福祉施設においてお見合いや出会いの場所を提供することである。⑤は、全国一六箇所にある障害者福祉施設において、家事ヘルパー事業を通じて、女性障害者の妊娠、出産、育児、家事支援をおこなうものである。これは、金大中政権の終わりに具体化されたもので、実施は盧武鉉^{ルムヒョク}政権に委ねられた。

(三) ドメスティック・ヴァイオレンス（DV）及び性暴力防止

一九九四年一月の「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」、一九九七年二月の「家庭暴力（DV）犯罪の処罰等に関する特例法」、「家庭暴力防止と被害者保護等に関する法律」の制定は、家庭暴力・性暴力に対して、国家が介入・予防する人権保護の一環として位置付けられた。こういった法律制定とともに、二〇〇一年度女性部の発足

を契機として、家庭暴力・性暴力が韓国社会における重要問題として認識されていった。だが、家庭暴力や性暴力に対する社会的問題意識は高まっても、暴力に対する事前予防のため、政府と社会の役割について認識をより高める必要性があった。したがって、女性暴力の原因究明と再発防止への対策など基本的な問題に政策を集中させ、女性暴力被害者の保護強化とともに暴力の再発防止のための行為者の矯正・治療プログラムの開発・普及が求められた。そして暴力予防のための広報と、認識改善事業に焦点をあてた事前予防政策とともに推進された。その一連の政策は次のとおりである。①女性緊急ホットライン電話「二三六六」の機能強化と認識度向上、②家庭内暴力行為者矯正・治療プログラムの開発・普及⁽²⁾。

①の女性緊急電話「一三六六」は、一九九七年二月に、危機的状況にある女性のために、市・道に一箇所ずつ設置・運営されたものである。この「一三六六」は、性暴力や売春等、女性暴力緊急ホットラインであり、ONE-STOP保護網として一四四人の専門職員が二四時間体制で被害者保護に努めている。

②の家庭暴力行為者矯正・治療プログラムの開発・普及は、家庭暴力の特徴を踏まえた上で立案されたものである。家庭暴力は、その特徴上、持続的にかつ反復的に行われる傾向にある。そのため、その予防及び再発防止のためには、暴力行為者の矯正・治療が必要であると認識され、専門家の研究チームを構成し、矯正・治療プログラムの開発をおこなっている。この「家庭暴力行為者矯正・治療プログラム」は、全国保護観察所・家庭暴力相談所で普及しており、プログラムの効果的な運営のため、プログラム終了後、相談員から専門教育を提供する計画もある。

表 8 : 2002年度女性緊急電話利用数値

年度	合計	家庭暴力	性暴力	未婚母	家出誘拐	不倫関連	低所得者母子	職業	離婚	その他
2002	116864件	25863	5171	829	2361	1010	381	446	16538	64064
	100%	4.4%	22.2%	0.7%	2.0%	0.9%	0.3%	0.4%	14.2%	54.9%

出典：女性部、「1366運営実績統計」2002年。

（四）妊娠・出産に対する保険サービス

一九九七年から、妊婦の出産前後の管理を実施するため、保健所への登録制を実施した。この管理システムでは、定期的な健康診断を実施し、また新生児に対する先天性の異常検査なども行い、早期発見・治療を目指し、新生児の突然死などを改善する施策を設けている。

第三節 ジェンダー政策の批判的検討

この節では、まず第三節一で金大中政権下における女性の政治参加と経済参加について、統計に基づいて検討していくことにする。次に、第三節二で、世論調査から見る社会全体の評価について検討していくことにする。この作業により、金大中政権下でおこなわれた女性の平等や福祉の促進をモットーとした、一連のジェンダー政策の批判的検討を試みる。

一・金大中政権下における女性の政治・経済参加促進の政策の批判的検討

（一）女性の政治参加の状況

二〇〇二年六月一三日の総選挙の結果を見ると、第一六代国会議員のうち、女性国会議員の比率は五・九％で、女性地方議員は三・四％であった。⁽²³⁾ 第一五代総選挙と比べると、第一五代国会議員の女性当選者の比率は三・〇％に過ぎず、地方自治体は、二・三％にとどまっていた。⁽²⁴⁾ これをまとめたものが表10である。

表9：年度別先天性異常検査の実績

年 度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
検査人数	62542	345013	419626	398461	407781	382338	246339	343908

出典：保健福祉部、『家族保険事業 実績報告資料』年度別。

表10：15代・16代国会議員における女性議員の比較

分野	数・割合 (16代)	数・割合 (15代)
閣 僚	4名 女性部長官 環境部長官 保険福祉部長官 韓国初の女性国務総理：張裳 ^{チャンサン}	2名 文化観光部長官 保健福祉部長官
国会議員	5.9%	3%
地方議員	全体3.4% そのうち： 広域9.2% 基礎2.2%	全体2.3% そのうち： 広域5.9% 基礎1.6%

出典：女性特別委員会、『ソウル女性白書』1998年；女性部、『女性白書』2002年のデータに基づき執筆者が作成。

以上の数値を見ると、三〇%や五〇%といった割り当て制を導入しても、女性の当選率が依然低く、大きな変化をもたらすような影響力を有さなかったことがわかる。しかし、こういった割り当て制というのは、数値としての結果だけで評価すべきとも言いがたい面がある。言い換えれば、こういった割り当て制は、意識の変化を促す効果もあるため、目標の数値には至らなかったものの、女性の政治参加がより身近なものになる可能性はある。

(二) 女性の公職参加の状況

公職の場において女性の占める割合は徐々に増加している。⁽²⁵⁾ 行政自治部の統計年報(二〇〇二)によると二〇〇一年二月末現在、行政部・立法部・司法部等全での女性公務員は二八二〇二八人と、全公務員の三二・八%を占めていた。⁽²⁶⁾ 二〇〇〇年には、二六七六四七人で三二・五%であり、二〇〇〇年に比べて一四三八一人増加していた。⁽²⁷⁾

上記のように、女性公務員の増加現象は、女性自身の高学歴化、経済力拡大などといったこともあるが、一九八九年の公職の男女区分募集制廃止、一九九六年から二〇〇二年の女性採用目標制施行など等、政府の政策によるという面もある。また、民間企業に比べ、公的機関では、採用、昇進、

教育訓練等における差別が比較的少なく、身分保証の面でも安定した職であるという認識から、女性の増加に結びついたり見ることができよう。

職種別で女性公務員の現状を見てみると、教育公務員が一六八七四六人で全体の五八・七%を占める。教育公務員は、女性公務員全体の五九・八%を占める。⁽²⁸⁾一一九級の一般職女性公務員は、六三二六八人で、全体の一般職公務員の二三・〇%を占める。研究・指導職は一七四〇人で、一七・〇%を占めていた。⁽²⁹⁾

ただし、女性公務員の占有率を見てみると、定職が四二・一%、雇用・契約職が三五・九%となっており、特殊職の場合は、警察・消防職に女性が二四五四人で約二%、外務職となると六七七人で四・九%、裁判官・検事で一九一人で六・六%を占めていた。政務職は、一・一%にとどまっていた。⁽²⁹⁾

所属別に見ると、行政部の女性公務員は、二〇〇七八四人で三七・一%を占め、⁽²¹⁾立法部・司法部では、立法部が二〇〇一年に一四〇一人のうち女性が五八六人で四一・八%を占め、⁽²²⁾司法部では、女性公務員が三〇〇七人おり、二三・九%を占めていた。⁽²³⁾憲法裁判所には、一八四人中女性が五七人おり、三一%、そして中央選挙管理委員会には一八五六人で一八・八%を占めていた。⁽²⁴⁾

以上の数値を見ると、公職に関して、教育公務員や一般公務員においては、割り当て制の目標であった三〇%を超えているかそれに近い数値が達成され、立法部と司法部においても、同様の結果が出ていることが分かる。だが、それに対して、特殊職では女性の比率が低いことが目立つ。

以上の数値を踏まえた上で、次に国際機関の基準を確認してみることにする。女性のインパワーメントを計った二〇〇〇年の国連人間開発報告書（UN Human Development）が出した報告では、Gender Empowerment Measures（GEM）のスケールでは、韓国は、一〇二カ国中七八位という結果となっている。韓国はシンガポール、日本、そしてフィリピン

ンよりも下にランクインされていたのである。⁽²⁵⁾

(三) 男女の賃金格差と雇用均等

一九九九年には、女性が経済活動人口の四〇%を占め、男女雇用平等法も設立し、女性の経済活動も活発にはなってきた。しかし、男女の間には、未だ職場における差別や賃金格差が存在する。それを表11で見てもみよう。

このデータからも明らかのように、九九年に女性の賃金は男性の六五・一%に留まっていたことがわかる。

こういった賃金格差の理由は、いくつか考えられる。まず、第一に、人的資源の資質が考えられる。以下の表で確認すると、一九九九年男女の平均教育の年数を見ると女性が一二・二年なのに対して、男性は一三・二年である。⁽²⁶⁾

また、一九九九年の男女二五―四九歳の労働力参加率を見ると、女性が四八・一%から六二・八%であるのに対して、男性は九〇%以上となっている。⁽²⁸⁾女性が仕事をやめる理由は様々であるが、結婚と答えた人が多い。結婚に伴う育児などもその理由のひとつである。

人的資源の資質に関して、もう一つ指摘できる要因は、スキル（技術的能力）である。以下の表で確認できるように、男性の四四・一%が技術的資格を持っているのに対して、女性は、二三・九%にとどまっている。

表11：年度別男女の賃金比較（ウォン、%）

年 度	男性の賃金 (A)	女性の賃金 (B)	B/A
1985	386346	173319	44.9%
1989	603259	315995	52.4%
1994	1194821	678779	56.8%
1999	1681216	1060098	63.1%

月収と不定期的ボーナスを含む。

出典：労働部、『賃金構造報告書』各年度のデータを基に執筆者作成。

こういった人的資源投資の違いは、男女の賃金の格差に影響を及ぼしている。女性の工学部入学の比率は、年々少しずつ増加しているが、しかし実際の資格獲得の割合も見てみるとまだ差が大きい。

最後に、雇用における男女差について述べたい。新古典主義経済学者が、賃金が労働供給と労働支給の相互間で決まるものだととして、賃金の格差は差別によるものではなく生産性の違いから生じるものであると主張するのに対して、制度論者は、労働市場にはある程度差別があり、労働供給と支給の相互間で生じるものではなく、むしろ企業に内在する制度的規定と行為から生じると主張する。また、賃金は、多様な職種やランクで決まるとも主張している。以下の表で見ると、韓国においても、職種やランクにおける男女の差が明確に見える。

このデータを参照すると、生産部門を除けばすべての職種で女性の比率が増加している。ただ、社会的地位が高いとされる職種では、女性の比率は低い状態に

表12：男女教育年数の比較（1999）

教育 (%)	男 性			女 性		
	未婚	既婚	合計	未婚	既婚	合計
小学校	0.7	3.8	3.0	0.6	14.6	7.4
中学校	3.9	13.2	11.0	2.4	23.1	12.4
高校	53.0	43.2	45.5	61.6	41.1	51.7
短大	15.9	10.1	11.5	21.5	8.6	15.2
大学又はそれ以上	13.5	13.1	29.0	14.0	12.6	13.3
教育の合計年数	13.5	13.1	13.2	13.0	11.2	12.2

出典：労働部、『賃金構造報告書』1999年のデータを基に執筆者作成。

表13：男女のスキル比較（1999）

スキル (%)	男 性			女 性		
	未婚	既婚	合計	未婚	既婚	合計
資格保持者	46.0	43.5	44.1	21.9	26.1	23.9
資格をもっていない	13.6	12.7	12.9	12.6	32.8	22.4
見習	40.3	43.8	43.0	65.4	41.1	53.6
その他	0	0	0	0	0	0

出典：労働部、『賃金構造報告書』、1999年のデータを基に執筆者作成。

留まっている。また、会社における幹部や管理職は、ほとんど男性が占めている結果となっている。こういった職種や会社でのランクの違いは、賃金の格差に大きな影響を与えている。

以上のことを踏まえて、女性の社会・経済参加において、未だに雇用は均等とは言いがたく、それに伴って女性の賃金が男性の六〇%といった賃金格差も存在することが確認できる。金大中政権が強調した女性の平等は、雇用状況や賃金の側面から見るとまだ不十分であったことが確認できる。

以上、金大中政権下における韓国国内の女性の政治参加と経済参加の状況について、統計を基に検討してきた。以下、世論調査を基に、女性の福祉に対する（男女双方からの）社会的評価を検討することにする。

二. 女性の社会進出と福祉に対する社会的評価

ここでは、女性の社会進出と福祉に対する社会的評価⁽²⁹⁾について、世論調査などのデータを用いて検討していきたい。ここで使用するデータは、韓国政府統計局が五年に一度行う世論調査『社会統計調査報告書 家族・福祉・労働部門』の統計データとしたい。この統

表14：男女の職種とヒレラルヒー構造比較（単位：％）

	1988			1999		
	男性	女性	女性/合計	男性	女性	女性/合計
職種						
管理職（幹部）	5.5	0.1	1.3	7.4	1.0	5.7
専門職（技術）	10.5	5.9	22.8	29.6	19.2	21.7
一般・事務職	22.3	22.4	34.7	16.1	37.6	61.8
サービス	5.5	7.3	41.1	3.0	11.2	61.8
生産	56.1	64.2	37.7	44.0	31.0	23.2
地位						
役員	3.6	0.1	1.8	8.4	1.3	6.1
部長クラス	4.4	9.1	1.5	8.5	1.4	6.5
中間管理職	3.2	1.0	13.4	3.5	1.8	18.4
その他	88.7	98.8	37.1	79.6	95.5	34.0

出典：労働部、『賃金構造報告書』1988年、1999年のデータを基に執筆者作成。

計は、韓国の男女一五歳以上の三〇〇〇〇人をサンプルとしたものである。また、このデータを補うため、独立調査機関であるGALLUP社のデータを使用する。

女性の社会進出に大きな影響を与えるのは、やはり家事と育児である。家事と育児に関しての評価は、次の通りである。一九九八年に行われた「家事負担実態」調査では、「妻が平素家事を負担する」と答えた人が九二・〇%だったのに対して、二〇〇二年では、八八・九%と三・一%減少した。⁽²⁰⁾詳細に見てみると、一九九八年には「妻が全体的に負担」と答えたのが四四・九%だったのに対して「妻が主導、夫が分担」と答えたのが四七・一%だった。⁽²¹⁾同じ調査項目で二〇〇二年の結果は、「妻が全体的に負担」と答えたのが三七・九%に対して、「妻が主導負担、夫が分担」と答えたのが五一・〇%だった。⁽²²⁾二〇〇二年には、『家事負担の見解』という項目が新しく調査項目として加わり、男女一五歳以上の家事負担に関する見解では、「妻主導」と答えた女性が六一・三%に対して男性は七〇・八%だったが、その中でも「妻が全体的に負担」と答えた女性が五・一%、男性九・五%に対して、「妻の主導、夫が分担」と答えた女性は五六・二%、男性が六一・四%であった。⁽²³⁾また、女性は「公平に負担したほうがいい」との回答が三五・九%にであったのに対して、男性は、二五・二%であった。⁽²⁴⁾

以上の結果を考慮すると、男女の家事負担は、妻の方が多くことは明らかだが、夫も分担した方がいいという意識が表れていることも確認できる。家事の負担を女性が負うべきとする固定概念は減少し、男女ともに意識に変化を訪れていることを示している。

次に、性差別に関する調査のデータを見ることにする。「性差別があると思いますか」という質問に対して、一九九八年のデータを見ると「家庭で（差別がある）」と答えたのが三七・六%、「学校である」「三三・二%、「職場である」「七四・一%、そして「社会全般である」「七七・一%であった。それに対して、四年後の二〇〇二年には「家庭である」

が三八・一%、「学校である」が三二・三%、「職場である」が六七・三%、そして「社会全般である」が六九・七%と
いうように、一九九八年よりは、性差別の意識が多少減少したことが確認できる。

では、最後に女性の就業に対する意識と女性就業に対する障害要因について検討してみよう。調査項目の一つである
「職業を持つことはいいことである」という質問に対して、一九九八年には八六・九%が「はい」と答えたのに対して、
二〇〇二年もほぼ同様の八六・六%の人たちが「はい」と答えた。だが「仕事は結婚するまで」と答えた人たちは一九
九八年に一一・六%だったのに対して二〇〇二年には五・二%へと減少した。また、「家庭の仕事と関係なく仕事を持
つべきである」と答えた人たちは一九九八年に二六・八%だったのに対して二〇〇二年には三五・四%へと増加した。

この結果から推測できるのは、女性は結婚すると仕事をやめて家に入り、家事と育児に専念しなければならないとい
うイメージは後退し、女性も家庭の仕事とは関係なく社会で働くことがいいという意識が増したことを確認できる。で
は、女性の就業に対する障害となる要因はいったい何であるか。一九九八年と二〇〇二年
ともに「女性の就業に対する障害となる一番大きい要因は育児負担である」と答えた人が多く、一九九八年には、二九・
三%だったのに対して二〇〇二年は三八・八%へと増加したのである。育児負担に次ぐ要因とされたのは「社会的偏見・
慣行」であった。一九九八年に二八・二%だったものが、二〇〇二年には二二・八%と減少はしているものの、育児に
次ぐ障害であると依然認識されている。この結果は、働く女性の大きな問題として育児問題と社会的偏見・慣行が大き
い要因であることを示す。その理由として、育児休暇制度が不十分であるとか、妻に代わって夫が育児休暇をとること
が難しいということ、さらに社会的イメージ、そして保育施設（保育園等）が不十分であるといった要因があると思わ
れる。

韓国女性の政治参加や経済参加は確かに増加しているのだが、社会一般の評価としては、状況が激変したとは認識さ

れていなく、やはり政策が立案され試行されているといいつつも、社会にはそれほど定着していないことが確認できる。金大中政権におけるジェンダー政策が、人々の意識に変化をもたらしたことは確認できる。しかし、その影響や効果は、期待されたほどは達成していない。議員や公務員の割り当て制や保育施設の拡大といった制度的な改革、また女性に限定された福祉施策に取り組んで来た金大中政権は、公約・演説・アジェンダなどで約束した目標を達成するはできなかったが、こういったジェンダーに関する問題群を人々に認識させ、また社会の意識に変化をもたらしたこともまた、確かである。

民主主義の重要な要素として、社会的弱者の包摂 (social inclusion) は、常に掲げられる要素であるが、この時期の金大中は、その方向性を模索していたことは確かであろう。

第五章においては、その福祉政策の具体的な政策を検討し、社会における評価も見ていくこととする。

第五章 金大中政権の福祉政策の分析

上述のように、一九九七年の経済危機以降、韓国政府は、様々な改革を打ち出した。この改革は、IMFなどの外的圧力を受けたものでもあり、また金大中自身が自らの政権を正当化するためのものでもあった。一方で、IMFの韓国に関する条件の中で、労働市場の改革がもっとも多くの反発を招いた。こういった労働者の不満に対処すべく、金大中政権は、発足後に、政労使協議会を設け、事態の解決をはかった。結果的に、ここでの交渉によって一時解雇が合意され、政府は、労働組合の政治活動と人々のための社会的セーフティー・ネット構築を約束した。⁽²⁸⁾

第三章でも述べたように、金融危機に伴い、平均的に二―三%であった失業率が、一〇%までに急増し、貧困問題や

社会不安は、募るばかりであった。こういった社会状況を表すかのように、ソウルの街では、一番ひどいときには四〇〇人のホームレスが街に出現したのである。⁽²⁸⁾失業率の急増による貧困層の増加などといった状況の中でまず想定されるのは、まず、応急措置としての、失業対策・生活保護対策などの臨時の生活保護制度を導入することであり、こうした場合には社会保障システム事態は衰退していくか、もしくは現状維持にとどまることが多い。⁽²⁹⁾しかし、金大中政権は、金融危機後に、従来その形成が見られなかった社会保障システムをむしろ拡大し、経済危機後の社会的セーフティー・ネットの構築を推進したのであった。このうち後者はIMFの提言に沿うものだった。

労働市場の改革により、雇用形態や労働者の生活の質に変化が生じ、金大中政権は、労働者および失業者のために雇用保険法の見直しを行い、それを改正した。また低所得者やホームレスの人々のために、最小限の生活の質(QOL)を保障するための「ナショナル・ミニマム」理念を制度化し、社会福祉のサービスを拡大した。こういった取り組みは、韓国のバランスの取れた福祉国家化を図るものでもあった。

この章では、前章に続き、金大中政権における福祉政策を見てみることにする。第一節では、金政権が金融危機直後の社会的状況をいかに把握し、金融措置にいかに取り組んで行ったかについて検討することにする。第二節では、金融危機以降制定され導入された福祉政策を考察する。第三節では、第二節で分析した福祉政策の批判的検討を行いながら、社会的な影響と一般の人々の評価を検討し、また一方で福祉政策における諸問題を指摘し、政策とその社会への影響との間に生じる不一致を見てみることにする。このことにより、金大中政権における社会政策を体系的に捉えることができる。いいかえれば、政府の認識が行き届かない部分を見ることにより、金大中政権の社会政策の特徴を、より明確に把握することを試みたいと考えている。

第一節 政府レベルの認識…金融危機後の社会状況と「生産的福祉イニシアティブ」

一九九七年の経済危機により、労働者の不安定な就職の状況、そしてそれに基づく生活の質の低下が生じた。また、もう一方では、雇用構造の根本的な変化、そして所得の不平等が生じた。以下の表を参照してほしい。

失業率は、一九九八年と一九九九年にピークを迎えたが、その多くは中小企業や工場で働く、工業高校や専門学校などを卒業した人たちであった。また、雇用構造にも変化があり、一九九九年には正規労働者を非正規労働者が数の上で上回るという現象まで起きた。そして、経済格差や貧困率を見てみると表18のようになっていいる。

これらの表を見ると、一九九七年の経済危機は、韓国において所得の不平等を悪化させたことがわかる。また、貧困率の増加も確認できる。しかし、危機前に存在していた社会セーフティー・ネットでは、こういった新しい問題に対処できなかった。以下の表は、経済サービスに対する、福祉関連予算について、国別に比率で示したものと、韓国国内の年度別の予算である。

これらから明らかなように、経済危機後は、政府が被害者たちを救済する手段は限定されており、失業者などは以下のような二次的所得に頼るしかなかった。

一九九八年経済危機の一年後でも、失業者の約二・四%だけが失業手当や公的扶助という公的なセーフティー・ネットを生計を立てているに過ぎなかった。九七・六%が、私的セーフティー・ネットで生計を立てていたのである。この時期に、ホームレスは急激に増加し、二〇〇〇年六月には三〇〇〇人のホームレスがソウル市内で確認された。また、『朝鮮日報』の記事によれば、ホームレスの七一%が経済危機で職を失った人達だとのことであった（『朝鮮日報』、一九九八年五月一八日）。

表15：失業率（1996年—2001年）

年 度	失業率（％）	失業者の数（十万）	参加率（％）
1996	2.0	42	62.0
1997	2.6	55	62.2
1998	6.8	146	60.7
1999	6.3	135	60.5
2000	4.1	89	60.7
2001年1月	4.6	98	……
2001年2月	5.0	107	……

出典：経済部、『経済白書』、1996年、1997年、1998年、1999年、2000年、2001年のデータを基に執筆者作成。

表16：教育別失業率（1996年—2000年）（単位：％）

年 度	中学以下	高 校	大学か大学以上
1996	1.1	2.5	2.6
1997	1.5	3.3	3.0
1998	5.8	8.2	5.7
1999	5.2	7.6	5.3
2000	3.3	4.7	3.9

出典：表15と同じ。

表17：雇用構造の変化1996年—1999年

Type/year	1996	1997	1998	1999
正規労働者	56.6%	53.9%	54.0%	47.1%
非正規労働者	43.4%	46.1%	47.0%	52.9%

出典：統計局、KOSIS、1996年、1997年、1998年、1999年。
<http://www.nso.go.kr> (last entered January 2005)

表18：金融危機前後の経済格差1996—1999年

所得分配	1996	1997	1998	1999
高所得20%	37.9	37.2	39.8	40.2
中 産60%	53.9	54.5	52.8	52.5
低所得20%	8.2	8.3	7.4	7.3

出典：経済部、「所得分配と政策の動向」
<http://www.mofe.go.kr> (last entered January 2005)

表19：国内の貧困率（1996年－1999年）

年 度	期	貧 困 率
1996		4.3
1997	一 期	8.8
	二 期	7.2
	三 期	6.0
	四 期	7.5
1998	一 期	16.3
	二 期	17.0
	三 期	17.8
	四 期	14.9
1999	一 期	20.2
	二 期	20.0
	三 期	15.6
	四 期	14.5

出典：経済部、『経済白書』1996年、1997年、1998年、1999年のデータを基に執筆者作成。

表20：政府の社会支出（1993）

国	一人あたり所得（US\$）	健 康	住宅、社会保 障、福祉	経済サービス
米国	24,740	17.1	31.7	6.2
ドイツ	23,560	16.8	45.9	9.7
韓国	7,660	1.5	7.2	18.8
ギリシャ	7,390	7.4	14.7	9.4
チリ	3,170	11.5	39.3	14.6
ブラジル	2,930	5.2	30.0	7.5

出典：World Bank, *World Development Report 1995 : Workers in an Integrating World* (New York : Oxford University Press, 1995)

表21：政府の福祉の予算（十億ウォン）

年 度	生活保護(a)	年 金	福祉予算(b)	一般会計	a / c	b / c
1996	360.6	16.8	2370.7	58822.8	0.6%	4.0%
1997	435.7	20.4	2851.2	67578.6	0.6%	4.2%
1998	574.9	53.7	3112.7	75582.9	0.8%	4.1%
1999	1135.3	72.9	4161.1	83685.2	1.4%	4.9%
2000	1727.8*	……	6199.7	86736.4	2.0%	7.1%

出典：保健福祉部、『保健福祉白書』、1996年、1997年、1998年、1999年、2000年のデータを基に執筆者作成。

*この予算は、「国民基礎生活保障法」の下で組まれた予算である。

こうした状況を受けて、一九九八年二月には、既存の社会保障プログラムを拡大し、これを「国民基礎生活保障プログラム」として位置付け、一九九九年には国際的競争力を維持するための「生産的福祉イニシアティブ」を導入した。金大統領は、IMF経済危機の時期に、合意に基づいた社会保障政策と、またネオ・リベラル的な構造改革に取り組んだのである。これは、以前の保守勢力における、国家経済と企業の利益を促進するという方向性とは相当異なるものである。

金大統領は、韓国の福祉国家化に関する新しい道程を導いたと同時に、韓国のがバナンス構造、政治的インターアクション、そして社会政策決定過程に関しても、様々なインプリケーションを政治、社会に与えた。では、具体的に取り組んでいった政策はいかなるものであったかについて以下で紹介することにする。

第二節 福祉政策過程とその具体的政策

金大中政権は、大統領就任直前に、新政権が優先する「一〇〇大課題」⁽²³⁸⁾に提起したが、そこには福祉関連が六項目含まれていた。

(一) 生活の質を高める福祉行政の改善

表22：失業者の二次的所得（1998）

	失業者の数	%
家族の所得	194,000	27.0%
親戚や友達からの援助	70,000	9.7%
貯金、手当て、不動産売却	362,000	50.3%
資産からからの収入（定期預金など）	18,000	2.5%
融資	50,000	7.0%
年金	2,000	0.3%
失業手当	10,000	1.4%
公的扶助	5,000	0.7%
その他	7,000	1.0%
合計	719,000	100%

出典：統計局、KOSIS、1998年。

- (二) 低所得層、老人、障害者など社会的脆弱階層に対する福祉拡大
- (三) 国民健康保障のために医療保険制度を改善
- (四) 老後生活保障のために国民年金制度を改善
- (五) 事前予防的健康管理体系の強化と食品医薬品の安全性確保
- (六) 健全な家庭儀礼及び飲食文化の定着

これらは、具体的には、(一) 社会的セーフティー・ネット構築、(二) 皆国民健康保険、年金制度などといった社会保障システムの拡大などへの積極的な取り組みとして具体化していった。ここでは、この二つの部門を個別に見ていくことにする。

一．社会的セーフティー・ネット構築

金融危機は、韓国の経済に大きな打撃を与えた。一九九七年から一九九八年にかけて、GDPは五・八%も減少し、GNIも一九九七年に一〇三〇七ドルであったのが、一九九八年に六八二三ドルにも減少した。⁽²⁰⁾ こういった経済への打撃は、個人の良き生 (well-being) へも大きな影響を及ぼしたのである。

失業率も、金融危機以前の一九九七年には二・五%だったものが、一九九九年二月では、八・七%にもふくらみ、一八〇万人が失業していると報告された。⁽²¹⁾ 失業者の特徴を見てみると、高等教育を受けていない人たちの失業率が一番高い。⁽²¹⁾ また、失業者の中の割合も、世帯主の失業が一九九七年に三四・五%であったものが、一九九八年には四三・六%にもなっている。この配偶者、家庭への影響はいうまでもない。この時期におこったネガティブな社会現象に、通称「IMF自殺」と呼ばれるものがある。男性の世帯主 (male bread winners) が、無理心中をする事件が増え、多数

に上ったのである。そして、失業者の多くは、中年の人々であり、とくに多かったのは、四五―四九歳の人々たちであった。金融危機と一言でいっても、どの社会的グループに属しているかによって、その影響は様々であった。上記の内容を総合すれば、一番打撃が大きかったのは、初等・中等教育しか受けていない、中年の臨時労働者やパートタイムの労働者たちだということになる。この人たちは、失業手当や生活保護を受ける対象から外れているため、失業者本人、そして家族にとっても、状況は困難を極めることになった。

第二章でも述べたように、一九九七年の金融危機以前にも、韓国に社会保障制度が存在していたが、まだ完全に機能してゐるわけではなく、未成熟であったため、市場のリスクから人々を守る役割を担いきれていなかった。したがって、金融危機後には、深刻な社会的危機が表れたのである。金大中大統領の新政権は、こうした点に鑑み、社会的セーフティー・ネットを構築し、社会保障システムの改革を促進したのである。また、これは、単に緊急措置的なものでなく、継続されるべきものとして想定されていた。

金大中政権は、失業保険と公的扶助制度の改革、そして職業トレーニングを導入し、社会的セーフティー・ネットを強化することを目標とした。⁽²⁸⁾一九九八年一月には、失業保険を二〇人以上の従業員を雇用している職場に適用、三月には、五人以上の従業員を雇用している職場に適用、そして一〇月には、臨時従業員やパートタイムの人たちを雇用している職場にも適用されたのである。

失業手当の給付条件も緩和された。たとえば、それ以前は、失業手当を給付する場合、最低でも雇用保険を一二ヶ月間納入していなければならなかったのを、六ヶ月としたのである。また、失業手当の給付期間が三〇日であったものを、一九九八年三月からは、六〇日へと延長したのである。また、急増していた失業問題に対処するために、国全体の失業率が六%以上であった場合、「失業手当の特別延長」制度が導入されるようにし、個人はこれに申請できるとともに、

さらに六〇日延長することが可能となった。そして、給付金額も、以前の給料の五〇％が支払われることとなった（最低賃金の七〇％から日給最高額の三五〇〇〇ウォン以内の範囲で）。雇用保険の納入も、月給の〇・六％であったのを、一％に増やしたのである。⁽²⁴⁾

次の課題は、公的扶助制度の改善であった。金大中政権にとって公的扶助制度の確立は、失業者への社会的セーフティー・ネットの構築へと至る上での核心ステップでもあったのである。

公的扶助制度は、それ以前にも「生活保護」という項目で存在していたが、この給付条件はあまりに厳格で、非現実的なものであった。生活保護を受けるためには、所得を得る手段がないことを証明し、かつ親戚などからの私的支援もないということを経明しなければならなかった。したがって、一九九七年の時点で、総人口の二・三％だけが公的扶助を給付対象となっていたのに過ぎなかった。さらに、以前の公的扶助制度下では、給付される方法には二つあり、一つ目は仕事ができないと判断された人だけに現金の支払いと無料の医療・教育扶助が与えられるものであり二つ目は仕事はできるが失業している人たちに対し、現金支払いはないが、限定された医療・教育扶助をおこなうものであった。したがって、一九九七年に現金支払い⁽²⁵⁾というかたちで生活保護を受けている人は、三十八万人と、総人口の〇・八％未満であったと記録されている。金融危機以前に存在した社会扶助制度は、最低限の救済を提供するものであったのである。

こういった現状に対処すべく、金大中政権は、社会的セーフティー・ネット構築のために公的扶助制度を改善し、厳格であった給付条件の緩和を促進したのである。まず、はじめに導入されたのは「臨時保護施策」であり、失業や給料の減少に伴う生活の質の悪化に対処すべく導入された手当であった。⁽²⁶⁾ この手当てを給付された人数は、一九九九年で七十五万人である。この結果、公的扶助を給付された人々は、一九九七年に総人口の二・六％であったものが、一九九

九年には四・二％に増加した⁽²⁴⁷⁾。また、いままで仕事ができないと判断された人にしか支給されなかったのを、一九九九年には、全員に支給されるようになった⁽²⁴⁸⁾。

そして、二〇〇〇年一〇月からは、公的扶助制度にかわり、国民基礎生活保障法が導入された。この法的措置は、政府が決定する最低限の生活費以下の給料をもらっている人たち全員に生活手当てを給付することを意味した。この施策により、公的扶助を給付され得る対象者全員が生活手当てをもらえるようになったのである。これにより、二〇〇一年八月までに、一五〇万人、総人口の三・二％が保障されることとなったのである⁽²⁴⁹⁾。

第三に、社会的セーフティー・ネットを強化するために、職業トレーニング・プログラム構築や、政府が新しい仕事を作るといったことを目指した⁽²⁵⁰⁾。このプログラムは、失業者に仕事をする意欲を醸成させる目的で導入されたものである。特に、公共事業を増やして、失業手当をもらえない日雇労働者 (daily workers) の仕事を増やした。この結果、月平均で三〇万人の失業者が仕事をするようになったのである。職業トレーニング・プログラムにも積極的に取り組み、目標として三二万人の失業者をトレーニングすると想定したのである。トレーニング期間に支払われる給料は、月五〇〇〇ウォンから二八〇〇〇ウォンと設定され、トレーニング参加者全員に支給されることとなった。こういった具体的な取り組みは、金大中大統領の「生産的福祉」の核心であったといえよう。

二・社会保障システム拡大の改革

金大中政権は、社会的セーフティー・ネット構築だけでなく、より包括的な福祉システムの発展に力を注いだ。特に、皆医療保険の成立、自営業者を含む年金制度の拡大、すべての職場にも適用可能な労災補償保険制度への拡大、この三項目である。

その中でも、とりわけ注目されているのは、皆医療保険である。第二章でも述べたように、一九八九年に包括的医療保険システム構築という目的は達成したが、そのシステムは複雑なものであった。各地方保険団体は、それぞれ個別的に保険額を設定していたため、保険料もまちまちで、また収入額によって、どこまで保障されるかが異なっていた。したがって、自営業者たちが、雇用されている人より三〇%も多く保険料を払うといった状況もあった。⁽²⁵⁾したがって、金大中政権は、統一した医療保険制度を確立するため、一九九八年一〇月に、二二七個の農民・漁民を含む自営業者たちの地方保険団体と、政府職員や私立学校の職員を担当する韓国医療保険法人を統一した。この統一に伴い、国民健康保険制度が見直され、二〇〇〇年七月に皆保険が実現したのである。

国民年金保険への改革も促進された。一九九七年の段階で、年金納入額は、GDPの六%である二・七兆ウォンにもなるが、年金の長期的財政の安定は疑問視されている。⁽²⁶⁾その理由の一つとして、勧告における年金制度は、あまりに条件がよすぎる。それは、日本やドイツと比較してみると一目瞭然である。日本の場合、年金給付は六五歳、収入の一七・三五%を納入し、収入の七〇%を保障する制度である。ドイツの場合も六五歳、収入の一八・六%を納入し、収入の七〇%を保障するものである。しかし、韓国の場合、年金が給付される年齢を六〇歳とし、収入の六%を保険料として納入し、収入の七〇%を保障するものであった。⁽²⁶⁾また、もうひとつの不安材料として、韓国における高齢化が指摘されている。韓国では、二〇一〇年までに六五歳以上の人口が一二・四%にもなると推測されている。⁽²⁶⁾

これらの点も大きい課題であるが、やはり年金制度の最大の課題は、その財政面である。一九八八年に年金制度が実施された後、韓国政府は、年金として徴収された財源を、銀行より低い利子で借り受けている。『朝鮮日報』では、こういった政府の行動を批判すべく、「凶器をつかわない強盗」という韓国のことわざを使って批判した。⁽²⁶⁾

こうした問題に直面した金大中政権は、これらの批判を踏まえながら、年金制度改革に対して、より透明性と効率性

を確保することに尽力した。また、四〇年間年金保険を納入している人に対して、それまでのいままでも収入の七〇%を保障するという基準を、六〇%に下げ、二〇一三年から年金が給付される年齢を五年ごとに一年延長することとした。これらに加え、一九九九年四月に、年金を都市部の自営業者にも給付されるようにしたのであった。これは、金大中政権の目標でもあった、経済的活動をしている一八歳以上のすべての人に年金が支払われる包括的国民年金制度の実現であったのである。

最後に、二〇〇〇年七月から実施された労災保険政策を取り上げたい。この政策の内容は、すべての職場に労災保険を適用することにある。一九九九年以降からは、五人以下の職場にも労働基準法が適用されることとなり、すべての労働者に労基法が適用されることとなった。そして、最低賃金制度も、いままでは一〇以上いる職場にしか適用されなかったが、二〇〇〇年十一月からすべての職場に適用されることとなった。

金融危機後における韓国の社会保障システムは、より再分配を促す、包括的なシステムへという改革の時代を迎えていた。金大中政権は、社会保障の拡大を、社会的秩序の維持と社会的連帯の強化を促進するものとして、重要課題としてきたのである。それ以前の政権と比較しても、金大中政権は、社会保障に関して、画期的な改革を促進したといえよう。⁽³⁶⁾

第三節 福祉政策の批判的検討

上記に述べた政策は、金融危機以降の応急措置も含めて、より広範囲におよぶ社会的セーフティ・ネットと社会保障の拡大を目指したものであった。しかし、改革が行われ、法的措置が改善された一方で、その影響は限定的であった。その主な原因は、やはり財政的コストであった。

第三節一においては、公的給付を含む社会的セーフティー・ネット、そして国民健康保険、年金制度、及び失業保険といった社会保障システムに関する評価を、具体的に述べていきたい。最後の第三節二では、世論調査に見える社会全体からの評価について検討していくことにする。この作業により、金大中政権における最低限の生活の質を保障する福祉政策に対する批判的検討を試みる。

一・金大中政権における福祉政策の批判的検討

(一) 公的給付を含む社会的セーフティー・ネット

まず、一九九九年の「国民基礎生活保障法」の淵源だが、それは一九六一年に制定された「生活保護法」まで遡る。これは、従来貧低所得者や貧困層の人々たちに対し、六項目の公的給付を提供した。それは、生活援助、自活援助、教育援助、医療援助、出産援助、そして埋葬のための援助であった。しかし、従来のシステムでは、対象が特定の層にだけ限定され、またその給付自体も限定された形のものであることが長年批判されてきた。そのため、一九九九年の国民基礎生活保障法は、ナショナル・ミニマム理念を法的に制定したものととして評価された。従来の生活保護システムでは、家族の支援を受けられない六五歳以上の老人、一八歳未満の子供、または障害者が給付の対象だったのに対して、新しいシステムは、四人家族を単位として収入が九三〇〇〇ウォン（日本円にすると九三〇〇〇円）以下の家族も給付の対象となったのである。しかし、財政的に制度を維持することが困難になっていき、一九九九年の給付者数が一九二万人だったのに対して、二〇〇〇年には一五一万人に減った。また、二〇〇〇年以降は、ネオ・リベラル的なアプローチを取るようになり、福祉国家拡大と市場改革のバランスを取る一方で、最終的に経済的回復を重視するようになってくる。したがって、公的給付よりも、労働市場を活性化すべく、雇用保険や再雇用のための訓練プログラムなどは維持

されたのである。

次に社会保障システムを見ていくことにする。

(二) 国民健康保険、年金制度、及び失業保険を含む社会保障システム

国民健康保険は、一九七七年、朴政権期に導入されたが、従業員五〇〇以上という規模の会社のみを対象が限定されていた。しかし、一九八九年に農村部や都市の自営業者も含まれることとなる。従来は国民健康保険には、三つのタイプが存在した。(一)公務員、私立学校の教員と事務員、軍人とその扶養家族、(二)農村部や都市の自営業者、(三)企業で働く会社員、ある。金大中大統領は、一九九九年にこれらを統一し、皆国民健康保険制度を確立した。しかし、皆国民健康保険に関して最も多く見られる批判は、保険料である。すでに医療費の五〇%を支払う国民健康保険がありながら、それ以上上保険料が高くなったために、統一した保険制度が成立したといっても、結果的に個人の負担がより大きくなってしまったのである。⁽²⁸⁾

年金制度は、一九七三年に導入されたが、給付対象は公務員、軍人、そして私立学校の教員だけに限定されていた。この年金制度は一九八八年に改正され、農民、漁民、農村部における自営業者も年金対象となった。企業では、一〇人以上の従業員がいる会社員がその対象となった。そして一九九九年改正では、都市部の自営業者及び五人以上の従業員がいる会社員、そしてパート・タイムの労働者もその対象となった。だが、改正直後の新年金制度では、四〇年以上年金保険を納めている人に対し、従来はその収入の七〇%を保障するものであったが、それが六〇%と繰り下げられ、年金給付年齢を二〇一三年以降六〇歳から六五歳へと繰り上げられる予定とされた。また、年金の保険料も、引き上げられることが予定されている。⁽²⁹⁾これらの改正の大きな要因は、やはり急速な高齢化社会を迎えることを前提とし、その

財政負担が大きくなることへの懸念にあった。⁽²⁰⁾

最後に、失業保険について述べることにする。失業保険は、社会保障保険の中でも、もともと新しい保険であり、一九九五年に制定された。この保険は、まだ失業率が低い時代に導入されたために、職業訓練や人材開発などに焦点が当てられていた。しかし、金融危機以降、多くの労働者が職を失い、応急措置として失業手当を給付することとなった。その手当ては、失業する前の所得の五〇%を保証するというものであり、最低が二五万ウォン（二五〇〇〇円）で最高が九〇万ウォン（九〇〇〇〇円）と設定された。⁽²⁰⁾しかし、この失業手当も維持することが財政的に困難になり、手当ての給付は、最低で二カ月から最大で七ヶ月と限定され、また、保険に加入している会社で六ヶ月以上働いていなければならぬという規定を設けたために、中小企業などの会社の従業員は、手当てが適用されない場合も見られるようになった。既に述べたように、金融危機以後一番苦しい立場にあった人々たちは、まさにこういった中小企業の従業員であった。

では、最後に福祉政策に対する社会的評価をしてみることにする。

二．「生産的福祉」理念に基づく福祉政策の社会的評価

金大中大統領が推進した福祉政策に対する社会的評価について、世論調査などのデータを用いて、見ていくことにする。ここで使用するデータは、韓国政府統計局が五年に一度行う世論調査『社会統計調査報告書 家族・福祉・労働部門』である。この統計は、韓国の一五歳以上の男女三〇〇〇〇〇〇人に対するサンプル調査の結果である。また、このデータを補う形で独立調査機関であるGALLUP社のデータを使用する。

まず、最初に、「社会保険料の負担に対する」認識の調査結果を見てみることにする。「社会保険料を支払っているか」

という問いに対して一九九八年には四一・九%が「支払っている」と答えたのに対して、二〇〇二年には五一・一%「支払っている」と答え、保険料を支払う人(あるいは支払っていると認識している人)が増えたことが確認できる。しかし、一九九八年に「支払っている」と答えた人々の六二・六%が「大きい負担になる」と答えたのに対し、二〇〇二年には七〇・七%がそうと答えている。⁽³⁶⁾ 保険料を支払う人が多くなったが、しかしそれが生活に大きな負担となっていると認識されていることがうかがえよう。

次に、「生活条件の変化」という項目の調査結果を見てみることにする。「生活条件の変化」の「社会保障制度」に関する問いに対して、一九九八年に、「良くなった」と答えたのは一九・五%、「変化がない」と答えたのが四六・三%、そして「悪くなった」と答えたのが一四・二%だった。⁽³⁷⁾ これに対して、二〇〇二年には、「良くなった」と答えたのが二五・九%、「変化がない」と答えたのが四九・七%、そして「悪くなった」と答えたのが一五・四%だった。⁽³⁸⁾ また、「保健医療サービス」に関する問いに対しては、一九九八年に「良くなった」と答えたのが二四・六%、「変化がない」と答えたのが四九・八%、そして「悪くなった」と答えたのが一一・七%だった。それに対して、二〇〇二年には、「良くなった」と答えたのが三〇・一%、「変化がない」と答えたのが四八・三%、そして「悪くなった」と答えたのが一四・六%だった。⁽³⁹⁾

最後に、「失業者のための対策」という問いに対する結果を見てみることにする。一九九八年の結果によるともっとも多かった答えが「職業訓練の機会を増やす」で二七・〇%ともっとも多く、その次に「民間部門支援の拡大」が二一・二%、「収入が減っても就職を保障すること」が一四・八%、「公共事業を増やす」が一三・四%、「求人情報網の拡大」が一三・四%、そして「失業手当の拡大」が七・八%、「低所得者の生活費補助」が一・八%だった。⁽⁴⁰⁾ これに対し二〇〇二年では、同じく「職業訓練の機会を増やす」と答えた人が三〇・七%ともっとも多く、その次に「民間部門支援の

拡大」が七・五%、「収入が減っても就職を保障すること」が二二・九%、「公共事業を増やす」が八・二%、「求人情報網の拡大」が一三・八%、そして「失業手当の拡大」が二二・三%、そして「低所得者の生活費補助」が〇%となり、それに対して「創業支援拡大」が九・一%となった。⁽¹⁶⁹⁾両者の際立った相違点は、「民間部門の支援の拡大」と答えたのが一九九八年と二〇〇二年で二二・二%から七・五%に減ったこと、「公共事業を増やす」が一三・四%から八・二%に減ったことである。また、一九九八年には「低所得者の生活補助」が一・八%だったのに対し、二〇〇二年には〇%、そして新たに二〇〇二年には、「創業支援拡大」が九・一%であったことである。

以上の結果から推測できることは、社会的弱者を救うべく社会的セイフティー・ネット構築が推進された結果として、従来の家族や親戚に頼る「福祉観」から、社会権としての「福祉」認識に、意識の面で変化していることが確認できる。財政的に困難になってきたことにより、いくつかの限界はあることは事実であるが、ジェンダー政策同様、民主主義の重要な要素である社会的弱者の包摂（social inclusion）の路線は、福祉政策の傾向においても確認できる。

現在、韓国政府の最大の問題は、福祉政策の維持のための財政的対策であるといえよう。その方法として、コミュニティーを基盤とするボランティアの拡大や、民間委託などといった可能性がある、と筆者は考えている。

(168) Martina Deuchler, "The Tradition : Women during Yi Dynasty," in Sandra Matelli, ed. *Virtues in Conflict : Tradition and the Korean Woman Today* (Seoul : Royal Asiatic Society, 1977).

(169) 장권선 「경제발전과 여성의 지위」 『오늘의 한국사회』 (서울 : 나남, 一九九三年) 三七九쪽。

(170) 여성특별위원회 『여성백서』 (서울, 한우림, 一九九八年) 一二二쪽によると女性の結婚年齢が一九六〇年に二一・六歳だったのが、一九九五年には二六・一歳に上昇している。

- (171) Laurel Kendall, *Getting Married in Korea : Of Gender, Morality, and Modernity* (Berkeley, CA : University of California Press, 1996) p.18.
- (172) 조해정 『한국어의 여성과 남성』 (서울 : 문화과 지성사, 一九八八) 一〇六쪽。
- (173) "... it remains the case that gender asymmetry is manifest in many domains of social practice, from the significant under-representation of women in all branches of government to the difficulties that women face when they apply for passports..." in Laura C. Nelson, *Measured Excess : Status, Gender, and Consumer Nationalism in South Korea* (New York : Columbia University Press, 2000) p.11.
- (174) Laura Kendall, Under Construction : *The Gendering of Modernity, Class, and Consumption in the Republic of Korea* (Honolulu, HI : University of Hawaii Press, 2002) p.6.
- (175) 『한국언어』 11001권10장115쪽。
- (176) UNDP, *Human Development Report*, 1998.
- (177) 『女性の働かしやすさ』 指標国際比較 (一九九五年) 日本経済新聞 一九九八年五月四日。
- (178) 韓国憲法裁判所ホームページ, 「大韓民国憲法」(韓国語)
 <http://www.ccourt.go.kr/ecourt_quick/chinese.asp> (last entered : December 20, 2005)
- (179) 韓国女性開発院ホームページ, 「女性開発基本法全文」(韓国語)
<http://www.kwidi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=85&page=5> (last entered : December 20, 2005)
- (180) 女性開発院ホームページ, 「男女差別禁止法及び救済に関する法律全文」(韓国語)
<http://www.kwidi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=82&page=6> 「男女雇用平等法全文」(last entered : December 20th, 2005)
- (181) 韓国女性開発院ホームページ, 「男女雇用平等法全文」(韓国語)
<http://www.kwidi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=10&page=13> (last entered : December 20, 2005)
- (182) 韓国女性開発院ホームページ, 「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律全文」(韓国語)
<http://www.kwidi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=89&page=5> (last entered : December 20th, 2005)

- (183) 韓国女性開発院ホームページ、「家庭暴力犯罪の処罰等に関する法律全文」(韓国語)
<http://www.kwdi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=95&page=4> (last entered : December 20th, 2005)
- (184) 韓国女性開発院ホームページ、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律全文」(韓国語)
<http://www.kwdi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=47&page=9> (last entered : December 20th, 2005)
- (185) 女性部、『女性白書』二〇〇一年。
- (186) 女性部、『女性白書』二〇〇一年、〇二年、〇三年。
- (187) 韓国女性開発院ホームページ、「家族法改正案」(韓国語)
<http://www.kwdi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=96&page=4> (last entered : December 20th, 2005)
- (188) 姓が同じで、先祖の出身地が同じ者同士の結婚を禁止すること。
- (189) 韓国憲法裁判所ホームページ、「同姓同本禁婚事件：憲裁一九九七，七：一六、判例集九一一」(韓国語)
http://152.99.78.7:7778spomepage/xml_content_view.jsp?xml=90577&category=0318&page=&externa (last entered : December 20, 2005)
- (190) 韓国女性開発院ホームページ、「女性企業支援に関する法律全文」(韓国語)
<http://www.kwdi.re.kr/board/view.php?db=decree&category=&no=39&page=10> (last entered : December 20th, 2005)
- (191) *The Forty-Year History of Women and Girls' Administration* (Seoul : Ministry of Health and Welfare, 1987) p.1.
- (192) 金大中「第一五代大統領就任の辞」『生産的福祉への道』一三四頁。
- (193) 前掲、一三四頁。
- (194) 女性部、『女性白書』二〇〇一年。
- (195) 付録参考資料一を参照。
- (196) 『朝鮮日報』
<http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/01/27/20050127000064.html> (last access 2005.2.22)
- (197) 『女性新聞』、二〇〇四年一月二二日。
- (198) 女性特別委員会、女性部、『女性白書』二〇〇一年、二〇〇二年、二〇〇三年、二〇〇四年。

- (199) 前掲。
- (200) 行政自治部、『統計年報』一九九八年、一九九九年、二〇〇〇年、二〇〇一年。
- (201) 女性部、『女性白書』二〇〇二年。
- (202) 行政自治部、『行政自治白書』二〇〇二年。
- (203) 前掲。
- (204) 行政自治部、『統計年報』二〇〇二年、二〇〇三年。
- (205) 女性部、『女性白書』二〇〇二年、二〇〇三年。保険福祉部、『保険福祉白書』二〇〇二年、二〇〇三年。
- (206) 前掲。
- (207) 前掲。
- (208) 前掲。
- (209) 前掲。
- (210) 前掲。
- (211) 前掲。
- (212) 女性部、『家庭暴力相談実績』、『性暴力相談実績』、二〇〇一年、二〇〇二年、二〇〇三年。
- (213) 女性部、『女性白書』二〇〇三年。
- (214) 女性部、『女性白書』二〇〇三年。
- (215) 行政自治部、『統計年報』、一九九四年、九五年、九六年、九七年、九八年、九九年、二〇〇〇年、〇一年、〇二年。
- (216) 行政自治部、『統計年報』、二〇〇二年。
- (217) 前掲。
- (218) 前掲。
- (219) 前掲。
- (220) 前掲。
- (221) 前掲。

- (222) 前掲。
- (223) 前掲。
- (224) 前掲。
- (225) UNDP, *UN Human Development Report, 2000*.
- (226) 統計局, 『KOSIS』一九九九年。
- (227) 労働部, 『賃金構造報告書』一九九九年。
- (228) 前掲。
- (229) この部分においては、主に女性の社会進出に関する統計を見ていくことにし、福祉一般の社会的評価については、第五章の福祉政策に対する社会的評価という部分でより具体的に説明し、詳細に検討していくことにする。
- (230) 統計局, 『社会統計調査報告書 家族・福祉・労働部門』一九九八年、二〇〇二年。
- (231) 前掲。
- (232) 前掲。
- (233) 統計局, 『社会統計調査報告書 家族・福祉・労働部門』二〇〇二年。
- (234) 前掲。
- (235) Chung-in Moon and Song-min Kim, 2002, pp. 139-172.
- (236) 統計局, 『経済活動人口年報』一九九七―二〇〇〇年。
- (237) 山本克也, 二〇〇三年、一八九―二〇九頁。
- (238) 付録の資料二を参照。
- (239) 統計局, 『都市勤労者年間所得』一九九九年。 www.maeul.welfare.kribrary/9901/039.txt; 統計局, 『韓国的重要経済指標』(ソウル, 統計局, 一九九九年)。
- (240) 統計局, 『韓国における失業の性格』一九九八年。 www.welfare.or.kribrary/9803/82.txt。
- (241) 前掲。
- (242) *Korea Herald*, 25 April 1998.

- (243) 労働部、「失業保険」一九九八年。 www.welfare.or.kr/library/9803/90.txt；労働部『労働白書』一九九八年。
- (244) 労働部、「雇用保険の主要点」一九九八年。 www.maeil.welfare.net/library/9804/72.txt；労働部『労働白書』一九九九年。
- (245) 保健福祉部、「低所得層のための生活保護」一九九九年。 www.welfare.net/library/9901Index29905.html；保健福祉部、『保健福祉白書』一九九九年。
- (246) 前掲。
- (247) 保健福祉部、「生活保護」一九九九年。 www.welfare.or.kr/library/9901/106.txt。
- (248) 前掲。
- (249) 保健福祉部、『保険福祉白書』二〇〇一年—二〇〇二年。
- (250) 労働部、「失業保険」一九九八年。 www.welfare.or.kr/library/9803/90.txt。
- (251) 保健福祉部、「医療保険」、一九九八年。 www.or.kr/library/9803/13.txt。
- (252) 문영표, 『国民年金의 實現을 위한 改善課題』(서울, 발전연구소, 一九九五年) 四一。
- (253) 保健福祉部、「国民年金拡大를 위한 改革課題」一九九七年。 www.welfare.or.kr/library/04/25.txt。これらの数値は、四〇年以上年金保険を納入している人を基準としている。
- (254) 福祉保健部、『福祉保健部白書』二〇〇三年。
- (255) 朝鮮日報、一九九八年一月一六日。
- (256) 同じ時期に金融危機を経験したタイとインドネシアを見てみると、韓国と同様に金融危機後に社会保障を発展・拡大する傾向はみられないため、韓国のケースは特殊であると指摘する研究者もいる。 Cf. Somsak Tambunlerchai, “The Social Impacts of the Financial Crisis in Thailand and Policy Responses,” Conference Paper at the Conference of Social Implications of the Financial Crisis (July 29-31, 1998, KDI, Seoul)；Iwan Aziz, “The Transition from Financial Crisis to Social Crisis : a case of Indonesia,” Conference Paper at the Conference of Social Implications of the Financial Crisis (July 29-31, 1998, KDI, Seoul)。
- (257) 保健福祉部、『保健福祉白書』一九九八年、一九九九年、二〇〇〇年。
- (258) 한겨레신문, 二〇〇〇년九월八일, 二〇〇〇년九월一三日。

- (259) 保健福祉部、『保健福祉白書』一九九八年、一九九九年。保険料については、二〇一〇年に九%、二〇一〇―二〇一四年に九・五%、二〇一五―二〇一九年に一〇・九%、二〇二〇―二〇二四年に一一・八%、二〇二五年以降一二・六五%と上げることによって維持できるという保健福祉部の予想である。
- (260) 前掲。など、年金について、当初収入の七〇%返済から四〇%まで下げるという案もあった。
- (261) 保健福祉部、『保健福祉白書』一九九九年。
- (262) この部分においては、主に女性の社会進出に関する統計を見ていくことにし、福祉一般の社会的評価については、第五章の福祉政策に対する社会的評価という部分でより具体的に説明し、詳細に検討していくことにする。
- (263) 統計局、『社会統計調査報告書 家族・福祉・労働部門』一九九八年、二〇〇二年。
- (264) 前掲。
- (265) 前掲。
- (266) 前掲。
- (267) 前掲。
- (268) 前掲。
- (269) 前掲。
- (270) 前掲。